

第4章 様式集

1. 宅地開発等条例関係様式一覧

鹿児島市宅地開発に関する条例施行規則

番号	様式番号	名称	頁
1	様式第1	宅地開発等予定標識	399
2	様式第2	宅地開発等計画内容周知実施報告書	400
3	様式第3	宅地開発等許可標識	402
4	様式第4	応急処置報告書	403
5	様式第5	防災措置報告書	404

2. 開発行為等関係様式一覧

(1)都市計画法施行規則

番号	様式番号	名称	頁
6	別記様式第二	開発行為許可申請書（法第29条第1項）	406
7	別記様式第二の二	開発行為許可申請書（法第29条第2項）	407
8	別記様式第三	資金計画書	408
9	別記様式第四	工事完了届出書	409
10	別記様式第五	公共施設工事完了届出書	410
11	別記様式第八	開発行為に関する工事の廃止の届出書	411
12	別記様式第九	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書（法第43条）	412

(2)都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則

番号	様式番号	名称	頁
13	様式第1	設計説明書	414
14	様式第2	従前の公共施設の管理者等一覧表	416
15	様式第3	新たに設置される公共施設の管理者等一覧表	417
16	様式第4	付替えに係る公共施設の新旧一覧表	418
17	様式第5	工事費内訳書（開発区域内）	419
18	様式第6	附帯工事費内訳書（開発区域外）	421
19	様式第7	申請者の資力及び信用に関する申告書	423
20	様式第8	工事施行者の能力に関する申告書	424
21	様式第9の1	開発行為施行同意書（土地の権利者用）	425
22	様式第9の2	開発行為施行同意書 （建築物その他の工作物の権利者用）	426
23	様式第10の1	開発区域内権利者一覧表（土地の権利者用）	427
24	様式第10の2	開発区域内権利者一覧表 （建築物その他の工作物の権利者用）	428
25	様式第11	設計者の資格に関する申告書	429

番号	様式番号	名称	頁
26	様式第12	既存の権利者の届出書	430
27	様式第13	開発行為変更許可申請書	432
28	様式第14	開発行為変更届出書	433
29	様式第15	工事着手届	434
30	様式第16	建築制限等解除承認申請書	435
31	様式第17	建築物特例許可申請書	436
32	様式第18	予定建築物以外の建築物等の建築等許可申請書	437
33	様式第19	地位承継届出書	438
34	様式第20	開発行為承継承認申請書	439
35	様式第22	開発行為又は建築に関する証明書交付申請書	440

(3)開発許可その他様式(規則外参考様式)

番号	様式番号	名称	頁
36	参考様式	都市計画法第32条の規定に基づく公共施設等の同意並びに帰属に関する協議等申出書	442
37	参考様式	委任状（開発許可用）	443
38	参考様式	誓約書（開発許可用）	444
39	参考様式	開発行為に関する協議の一覧表	445
40	参考様式	公共・公益施設管理者予定者との協議書（開発許可用）（A票、B票）	446 447
41	参考様式	協議書（開発許可用）	448
42	参考様式	地盤調査に関する確約書（開発許可用）	449
43	参考様式	樹木の保存、表土の保全に関する計画書	450
44	参考様式	開発行為変更協議申出書	451
45	参考様式	開発行為協議申出書（法第34条の2第1項）	452
46	参考様式	工事完了届出書	453
47	参考様式	都市計画法第32条の規定に基づく公共施設等の同意並びに帰属に関する協議等申出書の取下書	454
48	参考様式	開発行為許可申請書の取下書	455
49	参考様式	工事完了時の区域内土地地番等報告書	456

(4)市街化調整区域内の建築許可その他様式(規則外参考様式)

番号	様式番号	名称	頁
50	参考様式	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書（法第43条第3項）	458
51	参考様式	委任状（建築許可用）	459
52	参考様式	都市計画法第43条に基づく建築許可申請書理由書	460
53	参考様式	都市計画法第43条に基づく建築許可申請書業務内容説明書	461

番号	様式番号	名称	頁
54	参 考 様 式	借地等承諾書	462
55	参 考 様 式	建築許可申請書取下届	463
56	参 考 様 式	建築許可取りやめ届	464

(5)市街化調整区域における開発行為等に関する事務処理要領

番号	様式番号	名称	頁
57	別 記 様 式	市街化調整区域における開発行為等に関する事前協議 申出書	466
58	参 考 様 式	委任状	467

3. 宅地造成等工事関係様式

(1)宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

番号	様式番号	名称	頁
59	様 式 2	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	469
60	様 式 3	資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	471
61	様 式 4	土石の堆積に関する工事の許可申請書	473
62	様 式 5	資金計画書（土石の堆積に関する工事）	475
63	様 式 7	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	477
64	様 式 8	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	479
65	様 式 9	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	481
66	様 式 1 1	土石の堆積に関する工事の確認申請書	482
67	様 式 1 3	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	483
68	様 式 1 5	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	484
69	様 式 1 6	土石の堆積に関する工事の届出書	485
70	様 式 1 7	擁壁等に関する工事の届出書	486
71	様 式 1 8	公共施設用地の転用の届出書	487
72	様 式 1 9	特定盛土等に関する工事の届出書	488
73	様 式 2 0	土石の堆積に関する工事の届出書	490
74	様 式 2 1	特定盛土等に関する工事の変更届出書	492
75	様 式 2 2	土石の堆積に関する工事の変更届出書	494
76	様 式 2 3	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	496
77	様 式 2 4	土石の堆積に関する工事の標識	497

(2) 鹿児島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

番号	様式番号	名称	頁
78	様式第4	宅地造成等に関する工事の協議申出書	499
79	様式第5	土石の堆積に関する工事の協議申出書	500
80	様式第6	宅地造成等成工事着手届	501
81	様式第7	宅地造成等工事廃止届	502
82	様式第8	宅地造成等工事一部完了検査申請書	503
83	様式第10	届出工事変更届書	504
84	様式第11	定期報告書	505
85	様式第12	許可申請手数料減免申請書	506

(3) 宅造等許可その他様式(規則外参考様式)

番号	様式番号	名称	頁
86	参考様式	宅地造成等工事施行同意書（土地の権利者用）	508
87	参考様式	宅地造成等工事施行同意書 （建築物その他の工作物の権利者用）	509
88	参考様式	宅地造成等区域内権利者一覧表（土地の権利者用）	510
89	参考様式	宅地造成等区域内権利者一覧表 （建築物その他の工作物の権利者用）	511
90	参考様式	設計者の資格に関する申告書（宅造許可用）	512
91	参考様式	委任状（宅造許可用）	513
92	参考様式	誓約書（宅造許可用）	514
93	参考様式	協議書（宅造許可用）	515
94	参考様式	地盤調査等に関する確約書（宅造許可用）	516
95	参考様式	宅地造成等工事に関する変更届出書	517
96	参考様式	宅地造成等に関する工事の検査済証交付前の建築工事着工承認申請書	518
97	参考様式	宅地造成等工事変更協議申出書	519
98	参考様式	宅地造成等に関する工事の許可申請書の取下書	520
99	参考様式	工事主の資力及び信用に関する申告書	521
100	参考様式	工事施行者の能力に関する申告書	522
101	参考様式	暴力団等に該当しない旨の誓約書	523
102	参考様式	届出工事届出者地位承継届出書	524
103	参考様式	届出工事届出者等名義変更届出書	525
104	参考様式	届出工事に係る軽微な変更届出書	526
105	参考様式	届出工事完了届出書	527
106	参考様式	届出工事廃止届出書	528

4. 災害防止条例関係様式

鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例施行規則

番号	様式番号	名称	頁
107	様式	身分証明書	530

5. 事前相談関係様式

開発宅造・建築等相談書

番号	様式番号	名称	頁
108	参考様式	開発宅造・建築等相談書	532

6. 違反宅地等開発取扱い事務処理要領関係様式

鹿児島市違反宅地等開発取扱い事務処理要領

番号	様式番号	名称	頁
109	様式第1(その1)	違反宅地等開発報告書兼台帳	534
110	様式第1(その2)	是正指導の処理経過	535
111	様式第1(その3)	位置図・付近見取り図、現場状況略図	536
112	様式第2	通知書	537
113	様式第3	事情聴取調書	538
114	様式第4	顛末書	539
115	様式第5	是正計画書	540
116	様式第6	勧告書	541
117	様式第7	指示書	542
118	様式第8	是正完了報告書	543
119	様式第9	是正完了通知書	544

7. 国土利用計画法関係様式

国土利用計画法施行規則

番号	様式番号	名称	頁
120	別記様式第三	土地売買等届出書	546

8. 公有地の拡大の推進に関する法律関係様式

公有地の拡大の推進に関する法律施行規則

番号	様式番号	名称	頁
121	別記様式第一	土地有償譲渡届出書	548
122	別記様式第二	土地買取希望申出書	549

1. 宅地開発等条例関係様式

鹿児島市宅地開発等に関する条例施行規則

様式第1 (第4条関係)

← 90センチメートル以上 →		
宅 地 開 発 等 予 定 標 識		
宅地開発等区域の名称	鹿児島市	【計画概要図】
宅地開発等区域の面積	平方メートル	
土地利用計画の概要		
予 定 建 築 物 等		
予 定 工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
開 発 予 定 者	住 所 氏 名	
設 計 者	住 所 氏 名 電話番号	
標 識 設 置 日	年 月 日	
この標識は、鹿児島市宅地開発等に関する条例第6条の規定に基づき設置したものです。 この計画について説明を求めたい方は、下記にご連絡ください。 (連絡先) 担当者名 電話		

注意事項

- 1 標識の材質は、耐水ベニヤ板同等以上の材質とし、表面は白地とすること。
- 2 予定建築物等の欄は、可能な限り具体的に記載すること。
- 3 連絡先の欄は、開発予定者、設計者又は工事施行者の別を記載し、その会社名、担当者名及び電話番号を明記すること。
- 4 計画概要図の欄は、宅地開発等区域及びその周辺が容易に分かるように記載し、区域境界線は赤色で表示すること。
- 5 標識は、下端と地面の間が50センチメートル以上となるように設置すること。

様式第2（第6条関係）

宅地開発等計画内容周知実施報告書			
年 月 日			
鹿児島市長 殿			
報告者 住所			
氏名			
担当者：氏 名 電話番号			
鹿児島市宅地開発等に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。			
宅地開発等区域の名称		鹿児島市	
宅地開発等の計画の内容の周知方法	個別周知	周知対象の区域	※地図等で示したものを添付してください。
		周 知 内 容	
	説明会による周知	日 時	
		場 所	
		周知対象の区域	※地図等で示したものを添付してください。
		周 知 内 容	
	その他の方法による周知	周 知 方 法	
		周知対象の区域	※地図等で示したものを添付してください。
		周 知 内 容	
	周知を行った隣接住民		別紙のとおり
説明会等で使用した資料			
宅地開発等予定標識設置日		年 月 日	
※受付処理欄			

注意事項

- 1 宅地開発等予定標識の設置状況を確認できる写真（近景、遠景及び開発予定標識の記載事項が確認できるもの）を添付すること。
- 2 説明会等で使用した資料を添付すること。

別紙

番 号	所有者区分	土地の所在地	現住所	氏名	周知年月日
	周知方法		意見等		

注意事項 所有者区分の欄には、土地の所有者又は建築物の所有者、管理者若しくは居住者の別を記入すること。

様式第3（第7条関係）

← 90センチメートル以上 →		
宅 地 開 発 等 許 可 標 識		
宅 地 開 発 等 許 可 年 月 日 及 び 番 号	指令 第 号 年 月 日	
宅地開発等区域の名称	鹿児島市	【計画平面図】
宅地開発等区域の面積	平方メートル	
工事の名称及び内容		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
許 可 を 受 け た 者	住 所 氏 名	
工 事 施 行 者	住 所 氏 名 電話番号	
設 計 者	住 所 氏 名 電話番号	
この標識は、鹿児島市宅地開発等に関する条例第10条の規定に基づき設置したものです。 この宅地開発等について説明を求めたい方は、下記にご連絡ください。 (連絡先) 担当者名 電話		

注意事項

- 1 標識の材質は、耐水ベニヤ板同等以上の材質とし、表面は白地とすること。
- 2 連絡先の欄は、開発者、設計者又は工事施行者の別を記載し、その会社名、担当者名及び電話番号を明記すること。
- 3 標識は、下端と地面の間が50センチメートル以上となるように設置すること。

様式第4（第8条関係）

応急処置報告書 年 月 日 鹿児島市長 殿 報告者 住所（法人の場合は所在地） 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） 担当者：氏 名 電話番号 鹿児島市宅地開発等に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり報告します。		
許可年月日及び番号	宅地開発等許可	指令 第 号 年 月 日
宅地開発等区域の名称	鹿児島市	
災害（他に危険を及ぼすおそれ）の発生場所	※地図等で示したものを添付してください。	
工事開始日	年 月 日	
災害発生日	年 月 日	
応急処置を講じた日	年 月 日	
工事施行者	住所 氏 名	
設計者	住所 氏 名	
災害の状況等 応急処置の内容		
※受付処理欄		

注意事項

- 1 災害又は他に危険を及ぼすおそれへの処置内容が分かる図面を添付すること。
- 2 災害又は他に危険を及ぼすおそれの発生前後の現場状況が確認できる写真を添付すること。

様式第5（第9条関係）

防災措置報告書		
年 月 日		
鹿児島市長 殿		
報告者 住所（法人の場合は所在地）		
氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）		
〔 担当者：氏 名 電話番号 〕		
鹿児島市宅地開発等に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり報告します。		
許可年月日及び番号	宅地開発等許可	指令 第 号 年 月 日
宅地開発等区域の名称	鹿児島市	
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
廃 止 日	年 月 日	
防災措置を講じた日	年 月 日	
工 事 施 行 者	住 所 氏 名	
設 計 者	住 所 氏 名	
防 災 措 置 の 内 容		
※受付処理欄		

注意事項

- 1 防災措置の内容が分かる図面を添付すること。
- 2 防災措置実施前後の現場状況が確認できる写真を添付すること。

2. 開発行為等関係様式

(1) 都市計画法施行規則

別記様式第二（第十六条関係）

開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 鹿児島市長 殿 許可申請者住所 氏名		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 4 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 ※印のある欄は記載しないこと。
- 6 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 7 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第二の二（第十六条関係）

開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第 29 条第 2 項の規定により、開発行為の許可を 申請します。 年 月 日 鹿児島市長 殿 許可申請者住所 氏名		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 10 条第 1 項の宅地造成等
 工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受け
 ることにより、同法第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされます。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第 26 条第 1 項の特定盛土等規制区域内において行われ
 る特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第 30 条第 1 項の許可
 を受けたものとみなされます。
- 3 津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)第 73 条第 1 項の特定開発
 行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 4 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及
 び代表者の氏名を記載すること。
- 5 ※印のある欄は記載しないこと。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令
 による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

別記様式第三（第十六条関係）

資 金 計 画 書

1 収支計画 2 年度別資金計画 (単位 千円)

科目		金額	科目		年度	年度	年度	年度	計
収 入	処 分 収 入		支 出	事 業 費					
	宅地処分収入			用 地 費					
	補助負担金			工 事 費					
	計			附帯工事費					
				事 務 費					
				借入金利息					
支 出	用 地 費		収 入	借入償還金					
	工 事 費			計					
	整 地 工 事 費			自己資金					
	道 路 工 事 費			借 入 金					
	排水施設工事費			処 分 収 入					
	給水施設工事費			宅地処分収入					
	附帯工事費			補助負担金					
	事 務 費			計					
	借入金利息								
	計								
借入金の借入先									

別記様式第四（第二十九条関係）

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者住所
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日指令土調 第 ー 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

- 備考 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第五（第二十九条関係）

公 共 施 設 工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

届出者住所
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号 年
月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 ※印のある欄は記載しないこと。

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者住所

氏名

都市計画法第38条項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第号）が下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 開発行為に関する工事を廃止した年月日 年 月 日

2 開発行為に関する工事の廃止に係わる地域の名称

3 開発行為に関する工事の廃止に係わる地域の面積

備考 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第九（第四十三条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第43条第1項の規定により 建築物 第一種特定 工作物 の 新築 改築 用途の変更 新設 の許可を申請します。 年 月 日 鹿児島市長 殿 許可申請者住所（法人の場合は所在地） 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） 連絡先（担当者名）		※ 手数料欄
1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	鹿児島市 地 目： 面 積：	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由		
5 その他必要な事項		
※ 受付番号	年 月 日 第 一 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	年 月 日 指令第 一 号	

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

2. 開発行為等関係様式

(2) 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則

様式第1（第2条関係）

設 計 説 明 書
(表)

設 計 の 方 針	建 築 物 用	1 開発の目的										
		2 計画人口、計画戸数及び人口密度										
		3 住区及び街区の構成										
針	第1種特定工作物	1 開発の目的及び周辺地域の環境保全										
		2 工作物の種類並びに設備の内容及び規模										
		3 計画人口										
針	第2種特定工作物	1 開発の目的及び内容										
		2 工作物の種類及び規模										
		3 計画利用人口										
工 区 計 画	工 区 名			工 区 面 積			着 手 予 定 年 月 日			完 了 予 定 年 月 日		
開 発 区 域 内 の 土 地 の 現 況	地 域 地 区	区域区分		宅地造成及び特定盛土規制法 に基づく規制区域				用途地域		その他		
		☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域		☐ 宅地造成等工事規制区域 ☐ 特定盛土等規制区域								
	地 目 別 概 要	区分	山林	原野	農地	宅地	公共施設 用地	その他	計			
		面積 割合	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %			
	所 有 別 概 要	区分	自己所有	買収予定		地主還元		その他	計			
		面積 割合	m ² %	m ² %		m ² %		m ² %	m ² %			
土 地 利 用 計 画	土 地 利 用 計 画	区分	住宅用地	公共施設 用地	公益的施 設用地	その他	計	表土保全 用 地	樹木保全 用 地	緑地帯その他の 緩衝帯		
		面積 割合	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %		
	公 益 施 設 用 地	区分	道 路	公 園	緑 地	下水道	排水路	河 川	消 防 用 貯水施設	そ の 他	計	
		面積 割合	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	
	公 益 的 施 設 用 地	区分	教 育 施 設		医 療 施 設		交 通 施 設		購 買 施 設		そ の 他	
		面積 割合	m ² %		m ² %		m ² %		m ² %		m ² %	

様式第2（第2条関係）

従前の公共施設の管理者等一覧表

従前の公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	廃止、付替え、拡幅の別	公共施設の概要			管理者名	同意の有無	所有者名	備考
			幅員	延長	面積				

- 注 1 開発区域内にある従前の公共施設に関して記入すること。
- 2 従前の公共施設の名称は、道路、公園等種別ごとに記入すること。
- 3 同一の物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

様式第3（第2条関係）

新たに設置される公共施設の管理者等一覧表

新設する公共 施設の名称	新旧対照図 に付した番号	公共施設の概要			管理することにな る者の名称	協議成立又は 協議中の別	備 考
		幅員	延長	面積			

注

- 1 開発区域内に新設する公共施設に関して記入すること。
- 2 新設する公共施設の名称は、道路、公園等種別ごとに記入すること。
- 3 同一の物件に権利者が2名以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。
- 4 道路拡幅の場合は、従前の公共施設の番号及び幅員等を備考欄に記入すること。

様式第4（第2条関係）

付替えに係る公共施設の新旧一覧表

従前の公共施設			付替えに係る公共施設		付替え後における従前の公共施設用地の帰属	備 考
名称	新旧対照図に付した番号	土地所有者等	名称	新旧対照図に付した番号		

注

- 1 法第40条第1項の規定による公共施設の付替えをする場合に記入すること。
- 2 付替えに係る公共施設欄には、従前の公共施設に対応する公共施設の名称及び番号を記入すること。

様式第5 (第4条関係)

附 帯 工 事 費 内 訳 書 (開 発 区 域 外) (1枚目)

工 事 種 目	数 量	単 価 (円)	金 額	開 発 面 積 当たり単価	備 考	年 度		年 度		年 度	
						数量	金額	数量	金額	数量	金額
整 地 工 事	調査測量	m ²			調査及び測量の内容						
	土 工	m ³			搬入土、搬出土						
	擁 壁	m ²			構造 H = ~ m						
	のり芝工	m ²			H = ~ m						
	(小計)										
道 路 工 事	道 路	延長 m			構造 幅員 ~ m						
	橋りょう	箇所			構造 幅員×延長						
	ずい道				構造 幅員×延長						
	(小計)										
	雨水きよ	延長 m			管径						
公 共 下 水 道 工 事	汚水きよ	延長 m			管径						
	ポンプ場	箇所									
	終末処理場	箇所			処理方式、能力						
	調整池	箇所			容量						
	(小計)										
都 市 下 水 道 工 事	管 き よ	延長 m			幅員						
	ポンプ場	箇所									
	調整池	箇所			容量						
	(小計)										
	〔下水道小計〕										
排 水 路 工 事	管 き よ	延長 m			幅員						
	ポンプ場	箇所									
	調整池	箇所			容量						
	(小計)										
	河 川 工 事	延長 m			幅員						

工 事 種 目		数 量	単 価 (円)	金 額	開 発 面 積 当たり単価	備 考	年度		年度		年度	
							数量	金額	数量	金額	数量	金額
給水施設工事	配 管	延長	m			管径						
	そ の 他					～						
電気施設工事	水道施設											
	(小計)											
	配 電	延長	m									
	街灯等施設		箇									
	(小計)											
ガス施設工事	配 管	延長	m			管径						
	ガス源施設		箇			構造、容量						
	(小計)					m³						
公園及び緑地帯	公 園		m²			管径						
	そ の 他 の 緑 地		m²									
緩 衝 帯	(小計)											
	表 土 保 全 工 事											
消 防 ・ 貯 水 施 設 工 事												
	汚 水 管											
し 尿 処 理 施 設 工 事	共同し尿											
	浄 化 槽											
	(小計)											
	工 事											
計												

注

- 1 調査測量費
工事をするために必要な調査、試験及び測量（現形、確定）に要する費用
- 2 土木工事費
土木、地盤改良の費用、宅地内排水工、防災工（仮設流砂池及び仮設のり面保護工を含む。）
- 3 擁壁工事費
コンクリート、コンクリートブロック及び石積みの擁壁工事の費用（宅地進入階段工の費用を含む。）
- 4 のり芝工事費
恒久的なのり面保護の芝張工、砕工、柵工及び犬走排水溝の費用
- 5 道路工事費
広場及び公共階段を含む舗装、側溝、街きよ、防護柵及び街路樹の費用
- 6 下水道工事費
下水道（下水道法の適用を受ける下水道）、河川（河川法又は鹿児島県普通河川管理条例の適用を受ける河川）及び排水路（下水道又は河川に含まれない水路で幅員１メートル以上のもの）の費用
- 7 調整池工事費
恒久的な調整池の費用
- 8 公園及び緑地帯その他の緩衝帯工事費
施設及び植樹の費用。ただし、緑地ののり面の場合は、のり面保護以外の施設及び植樹の費用とする。
- 9 表土保全工事費
表土の復元、土地改良等の費用
- 10 その他
機械器具据付料、営繕費並びに公共施設の負担金又は当該施設の管理者となる者に委託する工事に要する事務費は、工事種目ごとの工事費に含めて計上すること。

様式第6 (第4条関係)

工 事 費 内 訳 書 (開 発 区 域 内) (1枚目)

工 事 種 目	数 量	単 価 (円)	金 額	開 発 面 積 当たり単価	備 考	年 度		年 度		年 度	
						数量	金額	数量	金額	数量	金額
整 地 工 事	調 査 測 量	m ²			調査及び測量の内容						
	土 工	m ²			搬入土、搬出土						
	擁 壁	m ²			構造 H = ~ m						
	のり芝工	m ²			H = ~ m						
道 路 工 事	(小 計)										
	道 路	延長 m			構造 幅員 ~ m						
	橋りょう	箇所			構造 幅員×延長						
	ずい道				構造 幅員×延長						
	(小 計)										
	汚 水 き ょ	延長 m			管径						
	ポンプ場	箇所									
	終末処理場	箇所			処理方式、能力						
都市下水道	調 整 池	箇所			容量						
	(小 計)										
	管 き ょ	延長 m			幅員						
	ポンプ場	箇所									
排水路工事	調 整 池	箇所			容量						
	(小 計)										
	[下水道小計]										
	管 き ょ	延長 m			幅員						
河 川 工 事	ポンプ場	箇所									
	調 整 池	箇所			容量						
	(小 計)										
	河 川	延長 m			幅員						

(2枚目)

工 事 種 目	数 量	単 価 (円)	金 額	開 発 面 積 当たり単価	備 考	年 度		年 度		年 度	
						数量	金額	数量	金額	数量	金額
給水施設工事	配 管	延長 m			管径 ~ mm						
	そ の 他										
	水道施設										
電気施設工事	(小計)										
	配 電	延長 m									
	街灯等施設	箇									
ガス施設工事	(小計)										
	配 管	延長 m			管径 ~ mm						
	ガス源施設	箇			構造、容量 m³						
計	(小計)										
	工事										
	工事	延長 m									

注

- 1 道路工事費
広場及び公共会談を含む舗装、側溝、街きよ、防護柵及び街路樹の費用
- 2 下水道工事費
下水道（下水道法の適用を受ける下水道）、河川（河川法又は鹿児島県普通河川管理条例の適用を受ける河川）及び排水路（下水道又は河川に含まれない水路で、幅員1メートル以上のもの）の費用
- 3 調整池工事費
恒久的な調整池の費用
- 4 その他
機械器具据付料、営繕燃料及び諸経費並びに公共施設の負担金又は当該施設の管理者となる者に委託する工事に要する事務費は、工事種目ごとの工事費に含めて計上すること。

様式第 7（第 5 条関係）

申 請 者 の 資 力 及 び 信 用 に 関 す る 申 告 書

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

申請者 住所

氏名又は名称及び代表者の氏名

都市計画法第 3 3 条第 1 項第 1 2 号に規定する資力及び信用について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従 業 員 数 等						
前 年 度 事 業 費	千円		資産総額	千円		
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税 千円			事業税	千円	
主たる取引金融機関						
工事管理者住所氏名						
役 員 略 歴	職 名	氏 名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴その他	
宅係 地行 造為 成経 関歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積	許認可番号年月日	着工及び完了年月日

注

- 1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入すること。
- 2 添付書類
 - (1) 法人税又は所得税の納税証明書(前年度分)
 - (2) 財務諸表(法人の登記簿謄本を含む)

様式第8（第5条関係）

工 事 施 行 者 の 能 力 に 関 す る 申 告 書

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

工事施行者 住所

氏名

都市計画法第33条第1項第13号に規定する工事施行者の工事施行能力について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日		年 月 日		資本金		千円			
法令による登録等									
従 業 員 数 等		事 務		技 術		労 務		計	
前 年 度 納 税 額		法人税又は所得税 千円				事業税 千円			
主たる取引金融機関									
工事管理者住所氏名									
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴その他				
宅係 地行 造為 成経 関歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所		面積	許認可番号年月日		着工及び完了年月日	

注

- 1 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築士事務所登録等について記入すること。
- 2 添付書類
 - (1) 法人税又は所得税の納税証明書(前年度分)
 - (2) 事業経歴書(法人の登記簿謄本)

様式第9の1（第6条関係）

開 発 行 為 施 行 同 意 書 （ 土 地 の 権 利 者 用 ）

申請者 住所
氏名

私が権利を有する次の物件について、上記の者が開発行為を行うことに同意します。

所在地 及び地番	地目	面 積 (㎡)	権利の種別	同 意 年月日	権利者の住所氏名	印	備 考

注

- 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

様式第9の2（第6条関係）

開発行為施行同意書（建築物その他の工作物の権利者用）

申請者 住所
氏名

私が権利を有する次の物件について、上記の者が開発行為を行うことに同意します。

所在地 及び地番	工作物 の種類	工作物の 形状及び 敷地面積	権利の 種 別	同 意 年月日	権利者の住所氏名	印	備 考

注

- 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

様式第 10 の 1 (第 6 条関係)

開発区域内権利者一覧表 (土地の権利者用)

所在地 及び地番	地 目	面 積 (㎡)	権利の種別	権利者の住所氏名	同意の 有 無	備 考

注

- 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が 2 人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

様式第 10 の 2 (第 6 条関係)

開発区域内権利者一覧表 (建築物その他の工作物の権利者用)

所在地 及び地番	工作物 の種類	工作物の形状 及び敷地面積	権利の種別	権利者の住所氏名	同意の 有 無	備 考

注

- 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が 2 人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

様式第11（第7条関係）

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

鹿児島市長 殿

設計者 住所
氏名

年 月 日生

都市計画法第31条に規定する設計資格について、次のとおり申告します。

都市計画法施行規則第19条の該当資格				☐ 1号 イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト ☐ 2号	
学 歴	学 校 名	学 部 学 科 名		卒業（中退）年月日	修 業 年 限
				卒業 年 月 日 中退	年 箇月
建に 築よ する 法資 等格	資 格 内 容			取 得 年 月 日	登録又は合格番号
	☐ 技術士（ 部門） ☐ 一級建築士 ☐ その他				
実 務 経 歴	勤 務 先	職 務 内 容		在 職 期 間	
				年 月 ～ 年 月（ 年 月 ）	
				年 月 ～ 年 月（ 年 月 ）	
				年 月 ～ 年 月（ 年 月 ）	
				年 月 ～ 年 月（ 年 月 ）	
				年 月 ～ 年 月（ 年 月 ）	
設 計 経 歴	事業主体	工事施行者	施行場所	面 積	許可年月日及び番号

注

- 1 ☐印のある欄は、該当事項の☐に×印を付け、該当資格の欄は該当事項を○で囲むこと。
- 2 学歴欄は、設計資格に関係のある最終学歴を記入すること。
- 3 実務経歴及び設計経歴欄は、宅地開発等に関係のあるもののみを記入し、設計経歴欄に記入した工事については、当該工事の設計を申告者が行ったことを証する事業主体発行の証明書を添付すること。
- 4 建築士法等による資格の証明書、卒業証明書等を添付すること。

様式第12（第8条関係）

(表)

既 存 の 権 利 者 の 届 出 書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所

氏名又は名称及び代表者名

都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり届け出ます。

届出者の職業 (法人にあっては業務内容)					
届出	所 在 及 び 地 番				
	地 目 及 び 地 積	地目		地積	平方メートル
	農 地 転 用 許 可	年 月 日 号			
権 利 を 有 し て い た 目 的					
権 利 の 種 類		所有権 所有権以外の権利 ()			
権 利 の 内 容					
※ 受付 処理	受付印				
		課 長	係 長	係	

注

- 1 届出者の職業の欄は、自家用の住宅を建築する目的で権利を有している場合には記入の必要はない。
- 2 権利の種類欄は、該当項目を○で囲み、所有権以外の権利の場合には、() 内にその権利の名称を記入すること。
- 3 権利の内容の欄は、権利の取得年月日を記入し、かつ、所有権以外の権利の場合には、土地所有者の住所、氏名等を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

(裏)

注意

- 1 この届出は、鹿児島県知事の告示によって市街化区域と市街化調整区域の区分が決定された際（以下「告示の日」という。）に、自己の居住又は業務の用に供する目的で、土地の所有権又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者だけが行うことができます。
- 2 この届出は、告示の日から6箇月以内に行い、この届出をした者が開発行為又は建築をしようとするときは、告示の日から5年以内に、都市計画法に規定する許可を受けてから施行することが必要です。
なお、建築工事に着手する前に、建築基準法による確認も受けなければなりません。
- 3 この届出をした者が開発行為又は建築しようとするときは、許可申請書に、1の権利を有していたことを証する書類（土地の登記簿謄本、所有権以外の権利を証する書類、農地転用許可書等）を添付しなければなりません。この場合において、届出書の記載事項と相違すると許可を受けることができないことがありますから注意してください。
- 4 この届出書は、受付処理をした後1部を届出人に返しますが、開発行為又は建築の許可申請する際に必要なことがありますから、大切に保管してください。

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更許可を申請します。			
年 月 日			
鹿児島市長 殿			
申請者 住所 氏名又は名称及び代表者の氏名			
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要		変 更 前	変 更 後
	1 開発区域に含まれる地域の名称		
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²	m ²
	3 予定建築物の用途		
	4 工事施行者住所氏名		
	5 自己業務用、居住用及び非自己用の別		
	6 法第34条の該当号及び該当する理由		
7 その他必要な事項			
開発許可年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由			
※変更許可に付した条件			
※変更許可年月日及び番号		年 月 日 第 号	
※手数料納付確認欄			
受付印		課 長	係 長
		係	

注

- ※欄は、記入しないこと。
- 法第34条の該当する号及び該当する理由の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域において行われる場合に記入すること。
- その他必要な事項の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記入すること。
- 設計又は資金計画の変更については、変更の理由の欄にその欄にその旨を記入し、変更後の設計説明書及び設計図又は資金計画書を添付すること。

様式第14（第9条関係）

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所
氏名

開発行為の軽微な変更をしたので都市計画法第35条の2第3項の規定により次のとおり届け出ます。

1 変 更 に 係 る 事 項		
2 変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
3 変 更 の 理 由		
4 開発許可年月日及び番号	年 月 日	第 号

様式第15（第10条関係）

工 事 着 手 届

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所
氏名

開発行為に関する工事に着手したいので、都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則
第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号									
開発区域に含まれる地域の名称									
工 事 着 手 年 月 日									
工 事 完 了 予 定 年 月 日									
工 事 管 理 者	住 所 ・ 氏 名								
	連 絡 場 所		(電話)						
	資 格 ・ 免 許 等								
工 事 施 行 者	住 所 ・ 氏 名								
	連 絡 場 所								
	主任技術者	住 所 氏 名							
		資 格 免 許 等							
受付印 <table border="1"> <tr> <td>課 長</td> <td>係 長</td> <td>係</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				課 長	係 長	係			
課 長	係 長	係							

様式第16（第14条関係）

建築制限等解除承認申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所
氏名

建築物を建築
開発行為の工事完了の公告前に次のとおり 特定工作物を建設 したいので、都市計画法第37条第1号の規定により承認を申請します。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号	
建築物を建築し、又は特定工作物を建設する敷地	位 置		
	面 積	m ²	
建築物又は特定工作物	位 置		
	面 積	建築（構築）面積 m ²	
		延べ床面積 m ²	
工事完了の公告前に建築し又は建設しようとする理由			
※ 承認年月日及び番号		年 月 日 第 号	
※ 条 件			
受付印		課 長	係 長

注 ※の欄は記入しないこと。

様式第17（第16条関係）

建築物特例許可申請書

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、市街化調整区域内における建築物の建築についての制限の特例許可を申請します。 年 月 日 鹿児島市長 殿 申請者 住所 氏名			
開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
建築物の敷地の位置			
敷地面積	m ²	建築面積	m ²
	建築しようとする建築物	市長の定めた制限	
建ぺい率			
建築物の高さ			
壁面の位置			
その他			
建築物の用途			
制限外の建築物を建築しようとする理由			
備考			
※許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
※許可に付した条件			
※手数料納入確認欄			
受付印	課長	係長	係

注

- ※の欄は記入しないこと。
- 備考の欄には、建築物を建築することについて他の法令による許可、認可等を要する場合の手続の状況を記入すること。

様式第18（第17条関係）

予定建築物等以外の建築物等の建築等許可申請書

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、 〔 建築物 特定工作物 〕 の 〔 新築（改廃、用途の変更） 新設（ ） 〕 の許可を申請します。 年 月 日 鹿 児 島 市 長 殿 申請者 住所 氏名			
開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
工 事 完 了 公 告 年 月 日			
建 築 物 又 は 特 定 工 作 物 の 敷 地 の 位 置			
開 発 許 可 を 受 け た 際 の 予 定 建 築 物 又 は 特 定 工 作 物 の 用 途			
変 更 後 の 建 築 物 又 は 特 定 工 作 物 の 用 途			
変 更 の 理 由			
※ 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
※ 許 可 に 付 し た 条 件			
※ 手 数 料 納 入 確 認 欄			
受付印	課 長	係 長	係

注 ※の欄は記入しないこと。

様式第19（第19条関係）

地位承継届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

承継人 住所
氏名

都市計画法第44条の規定により、（開発・建築）許可に基づく地位を承継したので、都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

開発許可年月日及び番号		年 月 日 第 号			
被 承 継 人	住 所				
	氏 名				
承 継 の 理 由					
承 継 年 月 日		年 月 日			
受付印					
			課 長	係 長	係

注 法人登記簿謄本、戸籍謄本、相続放棄受理証明書、遺産分割協議書等地位を承継したことを証する書類を添付すること。

開発行為承継承認申請書

都市計画法第45条の規定により、開発許可を受けた地位の承継の承認を申請します。 年 月 日 鹿児島市長 殿 申請者 氏名 住所			
開発許可年月日及び番号		年 月 日 第 号	
被 承 継 人	住 所		
	氏 名		
権 限 取 得 年 月 日		年 月 日	
承 継 の 理 由			
※承継年月日及び番号		年 月 日 第 号	
※承継に付した条件			
※手数料納入確認欄			
受付印		課 長	係 長

注 ※の欄は記入しないこと。

開発行為又は建築に関する証明書交付申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住所
氏名

建築基準法第6条第1項の規定による確認を申請したいので、次のことについて、都市計画法の規定に適合している旨の証明をしてください。

敷地の所在地			
区 域	市街化区域・市街化調整区域	地域地区	
開発許可等の 年月日及び番号	開発許可 年 月 日 第 号 37条・41条 42条・43条 の許可 年 月 日 第 号		
法第41条による 制限の内容			
建築（建設） 計画の概要	開発行為 ☐ 有（ m ² ） ☐ 無		
	用 途		
	敷地面積	m ²	
	工事の種別		
	建築（構築）面積	m ²	
そ の 他			
この計画は、都市計画法第29条・第37条・第41条・第42条・第43条の 規定に適合していることを証明します。 年 月 日 鹿児島市長			

注 ☐印の欄は、該当事項に×印を付すこと。

2. 開発行為等関係様式

(3) 開発許可その他様式（規則外参考様式）

参考様式（協議等申出書）

都市計画法第32条の規定に基づく公共施設等の同意並びに帰属に関する協議等申出書

正・副

都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可申請に先立ち、都市計画法第32条の規定に基づく協議及び鹿児島市宅地開発等に関する条例第4条に基づく事前協議を申し出ます。															
鹿児島市長 殿								年 月 日							
申請者 住 所 氏 名 電話番号															
設 計 者	住所 氏名			印			電話番号								
工 事 施 行 者	住所 氏名			印			電話番号								
開 発 区 域	鹿児島市 外 筆														
開 発 面 積			予定建築物等				計 画 戸 数		戸						
予 定 工 期	～						計 画 人 口		人						
鹿児島市に帰属 しようとする 公 共 施 設	道 路			公 園 ・ 緑 地		調 整 池									
	幅員(m)	延長(m)	面積(m ²)	箇 所 別	面積(m ²)	箇 所 別	面積(m ²)	容積(m ³)							
										計					
										河 川 ・ 水 路					
										計			種 別	寸法(内のり)	延長(m)
										消 火 栓	消 火 水 槽				
	箇所	箇所	計												
	計			上 水 道			下 水 道								
	道 路 敷 法 面		m ²												
そ の 他															
鹿児島市に帰属 しようとする 公 益 施 設	種 別		面 積 (m ²)		種 別		面 積 (m ²)								
鹿児島市以外に 帰属しようとする 公 共 ・ 公 益 施 設	種 別	数 量	帰 属 先		種 別	数 量	帰 属 先								
その他必要事項															

委 任 状

住所

氏名

(TEL — —)

上記の者を私の代理人と定め、開発行為に係る次の行為を委任します。

1. 許可申請書の提出
2. 関係機関との協議
3. 許可通知書の受理
4. 検査済証の受理

地名・地番	鹿児島市
開発面積	m ²

年 月 日

住所

申請者

氏名

誓 約 書

鹿児島市長 殿

記

今般、私_____が鹿児島市_____に、開発行為に関する許可による造成工事を行うに際し、工事中及び完了後も造成工事による苦情や境界に関する紛争並びにその他諸問題等につきましては、私が責任をもって処理し、関係官庁には一切ご迷惑をかけないことを誓約致します。

年 月 日

住所

申請者

氏名

住所

設計者（代理人）

氏名

開 発 行 為 に 関 す る 協 議 の 一 覧 表

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

開発行為者住所
氏名

都市計画法第32条の規定に基づき、下記事項につき別添のとおり同意協議を得ました。

記

- 1 施行場所
- 2 面 積
- 3 開発目的
- 4 協議事項（公共施設）

種 別	管理者	同意年月日	用地の帰属者	同意年月日	摘 要
道 路					
水 路					
排水施設（下水道）					
公 園					
消 防 水 利 施 設					
給 水 施 設					
取 付 先 道 路					
取 付 先 水 路					
※ 教 育 施 設					
※ 電 気 施 設					
※ ガ ス 施 設					
※ 輸 送 施 設					

- 注意事項 1 取付先道路は取付道路とちがいます。取付道路は道路の項で同時に扱います。
（令第25条第4号の道路）
- 2 ※の協議は、20ha以上の開発行為に関する事項です。

（開発許可用）

公共・公益施設管理予定者との協議書（A票）

担当課〔 〕

開 発 区 域	鹿児島市		〔開発面積	m ² 〕
公共・公益施設の名称				
設 計 者 住 所 氏 名	住 所			
	氏 名		TEL	
協 議 項 目	指 摘 事 項		協 議 結 果	
施 設 の 帰 属	1.鹿児島市 2.申請者 3.その他			
施設の帰属先が鹿児島市となる場合の手続等 （施設の帰属先が鹿児島市以外、あるいは指摘事項と異なった場合その理由をその他欄に記入して下さい。）				
費 用 の 負 担	1.全額申請者負担 2.別途協議			
設 計 に 関 す る こ と				
そ の 他				
協 議 年 月 日	申 請 者	住 所		
		氏 名		
年 月 日	協 議 担 当 課			
	担当（ ）	印		
	帰 属 予 定 者	印		

※ 協議成立後押印して下さい

(開発許可用)

公共・公益施設管理予定者との協議書（B票）

担当課〔 〕

開 発 区 域	鹿児島市	〔開発面積 ㎡〕
公共・公益施設の名称		
設 計 者 住 所 氏 名	住 所 氏 名 TEL	
協 議 項 目	指 摘 事 項	協 議 結 果
設 計 に 関 す る こ と		
そ の 他		

※ B票使用の時は割印をして下さい。

協 議 書

担当課〔 〕

開 発 区 域	〔開発面積 m ² 〕	
設計者 住所 氏名	住所 氏名 TEL	
協 議 事 項	指 摘 事 項	協 議 結 果
設計に関すること		
そ の 他		
協 議 年 月 日	申 請 者	住所 氏名
年 月 日	協 議 担 当 課 担当（ ）	印

※ 協議成立後 押印して下さい。

地盤調査等に関する確約書

鹿児島市長 殿

記

今般、私_____が鹿児島市_____で行う、
開発行為に関する工事につきましては、別紙理由により事前の地盤調査を行う
ことができません。

つきましては、擁壁工事に着手する前迄に地盤調査等を行い、当該許可申請
書の擁壁設計において必要となる地盤の許容応力度や設計に用いた諸定数を確
認し、市長に報告した上で施工するとともに、完了時には地質調査等の結果を
工事完了届出書に添付することを確約致します。

地盤調査等の結果、地盤改良や擁壁構造の変更が必要となる場合は、市長と
協議し、承認を得た上で工事施工するとともに、工事完了届出を行う前迄に変
更許可の手続きを行います。

年 月 日

申請者住所_____

氏名_____

設計者住所_____

（代理人）

氏名_____

工事施行者住所_____

氏名_____

※ 32条事前協議申出段階で工事施行者が未定の場合は、工事施行者の欄は未記入でもよいが、開発
許可申請書には3者連名で提出すること。

樹木の保存・表土の保全に関する計画書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住所

氏名

設計者 住所

氏名

開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	m ²
予定建築物の用途	
帰属公園等の有無	有（面積 m ² ） ・ 無

1. 「樹木の保存」について

開発区域内の保存対象樹木の有無	有 ・ 無
面積又は本数	m ² （ 本）
現況の説明	
保存対象樹木の土地利用上の措置	
保存できない場合の理由	
保存できない場合のその他の措置	

2. 「表土の保全」について

一次造成の有無	有 ・ 無
残存表土の有無	有 ・ 無
1mを超える切土又は盛土を行う土地の面積	
現況の説明	
表土の復元の措置 （表土が存在する場合）	
表土復元のその他の措置 （表土が存在しない場合）	

添付図面 ・ 位置図、現況図（現況写真を現況図に貼り付け）

- ・ 樹木調査図（高さ 10m以上の樹木）
- ・ 樹林地調査図（高さ 5m以上の樹木の集団）
- ・ 樹木保存計画図

開発行為変更協議申出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

開発者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日 指令土調開第 ー 号）の
変更をしたいので協議を申し出ます。

1	変 更 に 係 る 事 項		
2	変 更 の 内 容	変 更 前	
		変 更 後	
3	変 更 理 由		

備考 ・変更理由はできるだけ詳細に記入すること。
・変更に係る図面等を添付すること。

開 発 行 為 協 議 申 出 書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為に関する協議を申し出ます。		
年 月 日		
鹿児島市長 殿		
開発者住所		
氏名		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 協議に付した条件		
※ 協 議 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 「開発区域に含まれる地域の名称」の欄は、区域が二以上にまたがる場合は、「代表地番外〇筆」と記入し、詳細は別紙に記載する。
- 2 工事施行者が未定の場合は、「入札後に決定」と記載する。
- 3 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、協議に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記載すること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 5 ※印のある欄は記載しないこと。

参考様式（工事完了届出書）

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

届出者住所
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（協議番号 年 月 日 土調開協議第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

都市計画法第 32 条の規定に基づく公共施設等の同意並びに
 帰属に関する協議等申出書の取下書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

開発行為に関する事前協議申出書を取り下げますので、次のとおり届け出ます。

1	申 請 年 月 日	年 月 日						
2	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称							
3	取 り 下 げ の 理 由							
受付印 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">課長</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">係長</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">係</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>			課長	係長	係			
課長	係長	係						

開発行為許可申請書の取下書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

開発行為に関する工事の許可申請書を取り下げますので、次のとおり届け出ます。

1	申 請 年 月 日	年 月 日		
2	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称			
3	取 り 下 げ の 理 由			
受付印				
		課長	係長	係

工事完了時の区域内土地地番等報告書

工事完了時における申請区域内の土地の地番等は次のとおりとなっておりますので報告いたします。

申請者 住所

氏名

作成者 住所

氏名

土地の地番	地目	所有者	※敷地の用途

※敷地の用途の欄には、道路、公園、調整池、宅地等を記入すること。

※敷地内に水道管、污水管、防火水槽等が埋設されている場合は、敷地の用途の欄に記入すること。

※不動産登記法第14条地図に開発区域界を赤線で明記したものを添付すること。

2. 開発行為等関係様式

(4) 市街化調整区域の建築許可その他様式
(規則外参考様式)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書

都市計画法第43条第3項の規定により 建築物 第一種特定 工作物 の 新築 改築 用途の変更 新設 の協議を申し出ます。 年 月 日 鹿児島市長 殿 協議申出者住所 氏名 連絡先（担当者名）.....		
1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	鹿児島市 地 目： 面 積：	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第14号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由		
5 その他必要な事項		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 ー 号	
※ 協 議 に 付 し た 条 件		
※ 協 議 番 号	年 月 日 協議第 ー 号	

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

委 任 状

住 所

氏 名

（TEL － － ）

上記の者を私の代理人と定め、次の行為を委任します。

- 1．私が建築する次の建築物に関する
- 2．都市計画法第43条第1項の建築許可申請に関する一切の件

敷地の地名地番	鹿児島市
主 要 用 途	
敷 地 面 積	m ²

年 月 日

建 築 主 住 所

氏 名

都市計画法第 4 3 条に基づく建築許可申請書
理 由 書

現 住 所					
ふ り が な 氏 名					
申 請 土 地	地 名 地 番	鹿児島市			
	地 積	m ²		（実測面積 m ² ）	
	地 目	宅地 田 畑 山林 原野 雑種地 その他（ ）			
	使用に関する条件	所有権 借地権 その他（ ）			
	権利取得証明	登記簿謄本 借地承諾書 その他（ ）			
	権利取得年月日	年 月 日			
	農 地 転 用	農地法第 条 受付 ・ 許可 年 月 日			
申 請 建 物	用 途				
	構 造		階 数		
	建 築 面 積	m ²	延べ面積	m ²	
建物を建築しようと す る 理 由					
その他・参考事項					

都市計画法第43条に基づく建築許可申請書

業 務 内 容 説 明 書

申 請 者	住 所 又は所在地 および名称				
	ふ り が な 役職・氏名				
	業 種		従業員数	名	
申 請 内 容	申請地で行う 業務の内容	取 扱 品 目 数 量			
		作 業 形 態		従業員 数	名
		年間予想生産高	年	万円	（月平均
	建築物の内容	用 途			
		構 造		階 数	
		建築面積	m ²	延べ面積	m ²
		店舗・事業所 部分の規模 （延べ面積）	m ²	店舗・事業所 部分の占める 割 合	%
	資格免許等	（資格免許等の写し提出）			
工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
申 請 理 由 （別紙でも可）					

借 地 等 承 諾 書

1	借地等の地名地番	
2	借地の面積	m ²
3	地主の住所氏名	
4	管理人の住所氏名	
5	借地人等の住所氏名	

上記のとおり建築物施行のため

（借 地） ☐ 私有地を貸与することを承諾します。

（排 水） ☐ 私有地内の排水施設を利用することを承諾します。
 ☐ 私有地内に排水施設を設置することを承諾します。

年 月 日

地主（管理人）の住 所
 氏名又は名称

借
地
等
略
図

注）① 該当事項の□の中に×印を付けること。

② 借地（貸与）の場合のみ、地主（管理人）の印は実印とし、印鑑証明書を添付すること。
 なお、借地（排水）の場合、押印は不要。

建 築 許 可 申 請 書 取 下 届

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住所

氏名

さきに、提出した建築許可申請書を取り下げたいので、届けます。

1. 申請書受付年月日 年 月 日

2. 申請書受付番号 第 ー 号

3. 敷地の地名地番 鹿児島市

4. 建築物の用途

5. 取り下げた理由

建 築 許 可 取 り や め 届

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住所

氏名

さきに、許可を受けました次の建築物等は、工事を取りやめましたので、通知書を添えて届けます。

1. 許 可 年 月 日 年 月 日

2. 許 可 番 号 第 一 号

3. 敷地の地名地番 鹿児島市

4. 地 目

5. 敷 地 面 積 m²

6. 取りやめた理由

2. 開発行為等関係様式

(5) 市街化調整区域における開発行為等に関する
事務処理要領

市街化調整区域における開発行為等に関する事前協議申出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

住 所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
協議申出者
（建築主）氏 名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

住 所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
代 理 者
氏 名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

建築基準法 第6条第1項・第18条第2項 の規定に基づき 確認・計画通知を申請したいので、次の計画について都市計画法に関する事前協議を申し出ます。

敷地の地名地番	鹿児島市		
区 域	市街化調整区域	主要用途	
申請部分の用途		構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・その他（ ）
工 事 の 種 別	新築・増築・改築・移転・用途変更・その他（ ）		
敷 地 面 積	m ²	建 築 面 積	m ²
延 べ 面 積	m ² （うち新增改築部分 m ² 既設部分 m ² ）		
変 更 に 関 する 事 項	変 更 部 分	変 更 前	変 更 後
そ の 他	※ 該当要件		
※ 事 前 協 議 済 書 この計画は、都市計画法の上記該当要件に関する規定に適合していることを認めます。 様 第(協議) 号 年 月 日 鹿児島市長 印			

- 注 1 2部提出すること。
2 ※印の項は、記入しないこと。

委 任 状

住 所
氏 名
(TEL - -)

上記の者を私の代理人と定め、次の行為を委任します。

私が建築（築造）する次の建築物（工作物）に関する「市街化調整区域における開発行為等に関する事前協議申出書」申請に関する一切の件

敷地（開発区域） の 地 名 地 番	鹿児島市
主 要 用 途	
敷 地 面 積	m ²

年 月 日

建 築 主（築造主） 住 所
氏 名

3. 宅地造成等工事関係様式

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

様式第二 許可申請書（土地の形質変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項 } の規定により、 許可を申請します。 年 月 日 鹿児島市長 殿 申請者 氏名						※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)			()				
2 設計者住所氏名							
3 工事施行者住所氏名							
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)			(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積			平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況							
7 工事完了後の土地利用							
8 盛土のタイプ			平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土				
9 土地の地形			溪流等への該当 有・無				
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ		メートル				
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル				
	ハ 盛土又は切土の土量		盛 土	立方メートル			
			切 土	立方メートル			
	ニ 擁 壁		番 号	構 造	高 さ	延 長	
					メートル	メートル	
	ホ 崖面崩壊防止施設		番 号	種 類	高 さ	延 長	
					メートル	メートル	
ヘ 排 水 施 設		番 号	種 類	内法寸法	延 長		
				センチ メートル	メートル		

	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危害防止のための措置				
	ヌ その他の措置				
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工程の概要					
11 その他必要な事項					
※受付欄		※決裁欄		※許可に当たって付した条件	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。 8 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

様式第三 資金計画書（土地の形質変更）

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度		年度	計
支 出	事業費						
	用地費						
	工事費						
	附帯工事費						
	事務費						
	借入金利息 〇〇〇						
	借入償還金 〇〇〇						
	計						
収 入	自己資金						
	借入金 〇〇〇						
	処分収入 〇〇〇						
	補助負担金 〇〇〇						
	〇〇〇						
	計						
借入金の借入先							

様式第四 許可申請書（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項 } の規定により、 許可を申請します。		※手数料欄		
年 月 日				
鹿児島市長殿				
申請者 氏名				
1 工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)		()		
2 設 計 者 住 所 氏 名				
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5 土 地 の 面 積		平方メートル		
6 工 事 の 目 的				
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止のための措置			
	ル そ の 他 の 措 置			
ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日	
ワ 工事完了予定年月日	年	月	日	
カ 工程の概要				
8 そ の 他 必 要 な 事 項				

※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付 した条件	※許 可 番 号 欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第五 資金計画書（土石の堆積）

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金〇〇〇	
	処分収入〇〇〇	
	補助負担金〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度		年度	計
支 出	事業費						
	用地費						
	工事費						
	附帯工事費						
	事務費						
	借入金利息						
	〇〇〇						
収 入	借入償還金						
	〇〇〇						
	計						
	自己資金						
	借入金						
	〇〇〇						
	処分収入						
入	〇〇〇						
	補助負担金						
	〇〇〇						
	〇〇〇						
計							
借入金の借入先							

様式第七 変更許可申請書（土地の形質変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更の許可を申請します。 年 月 日 鹿児島市長殿 申請者 氏名					※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()				
2 設計者住所氏名						
3 工事施行者住所氏名						
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積		平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況						
7 工事完了後の土地利用						
8 盛土のタイプ		平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土				
9 土地の地形		溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル				
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル				
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル			
		切 土	立方メートル			
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
				センチメートル	メートル	
ト 崖面の保護の方法						
チ 崖面以外の地表面の保護の方法						

	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ そ の 他 の 措 置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工 程 の 概 要			
11	そ の 他 必 要 な 事 項			
12	変 更 の 理 由			
13	許 可 番 号	第 号		
※受 付 欄		※決 裁 欄	※ 許可に当たって付した条件	※許 可 番 号 欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。 8 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第八 変更許可申請書（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項 } の規定により、 許可を申請します。 年 月 日 鹿児島市長 殿 申請者 氏名		※手数料欄	
1 工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)		()	
2 設 計 者 住 所 氏 名			
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名			
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土 地 の 面 積		平方メートル	
6 工 事 の 目 的			
工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止のための措置		
	ル そ の 他 の 措 置		
	ヲ 工事着手予定年月日	年	月
ワ 工事完了予定年月日	年	月	日
カ 工 程 の 概 要			

8 そ の 他 必 要 な 事 項			
9 変 更 の 理 由			
10 許 可 番 号		第 号	
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付した条件	※許 可 番 号 欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

※受	付	欄
年	月	日
第		号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 1 項
第 36 条第 1 項 } の規定による検査を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は 5 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※受	付	欄
年	月	日
第		号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 4 項
第 36 条第 4 項 } の規定による確認を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は 5 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※受	付	欄
年	月	日
第		号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第18条第1項
第37条第1項 } の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号		
2 許 可 年 月 日	年 月 日		
3 工事を行っている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特 定 工 程		
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	特定工程に係る 工事終了予定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十五 区域指定時の届出書（土地の形質変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について
届け出ます。

記

1 工 事 施 行 者 住 所 氏 名			
2 工事をしている土地の所在地及び 地番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
3 工事をしている土地の面積	平方メートル		
4 盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土		
5 盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル		
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
7 盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛 土	立方メートル	
	切 土	立方メートル	
8 工 事 着 手 年 月 日	年	月	日
9 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年	月	日
10 工 事 の 進 捗 状 況			

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十六 区域指定時の届出書（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事を行っている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)
3 工事を行っている土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七 擁壁等の除却の届出書

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 3 項 }
{ 第 40 条第 3 項 } の規定により、下記の工事について
届け出ます。

記

1 工事が行われる土地 の所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入して
ください。

様式第十八 公共施設用地からの転用の届出書

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 4 項 }
{ 第 40 条第 4 項 } の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地 及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九 特盛区域における工事の届出書（土地の形質変更）

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()			
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積		平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ		平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土			
9	土地の地形		溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ	盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
			切 土	立方メートル		
	ニ	擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
					メートル	メートル
	ホ	崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
					メートル	メートル
	ヘ	排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
					センチメートル	メートル
	ト	崖面の保護の方法				
	チ	崖面以外の地表面の保護の方法				

	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ そ の 他 の 措 置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工 程 の 概 要	
11 そ の 他 必 要 な 事 項		
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。 6 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

様式第二十 特盛区域における工事の届出書（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)	()	
2	設 計 者 住 所 氏 名		
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
4	土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土 地 の 面 積	平方メートル	
6	工 事 の 目 的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における 堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤 の改良その他の必要な措置		
	ト 空 地 の 設 置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除 する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流 出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止のための措置		
	ル そ の 他 の 措 置		
	ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年	月 日
	ワ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年	月 日
	カ 工 程 の 概 要		

8 そ の 他 必 要 な 事 項	
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。	

様式第二十一 特盛区域における工事の変更届出書（土地の形質変更）

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)	()			
2	設 計 者 住 所 氏 名				
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4	土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土 地 の 面 積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛 土 の タ イ プ	平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土			
9	土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無			
工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチメートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				

	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	
	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ そ の 他 の 措 置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工 程 の 概 要	
11	そ の 他 必 要 な 事 項	
12	変 更 の 理 由	
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。 6 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

様式第二十二 特盛区域における工事の届出書（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止のための措置		
	ル そ の 他 の 措 置		
	ヲ 工事着手予定年月日	年	月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年	月 日
	カ 工程の概要		

8 そ の 他 必 要 な 事 項	
9 変 更 の 理 由	
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。	

様式第二十三 標識（土地の形質変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

← 90 センチメートル以上 →						
↑ 70 センチメートル以上 ↓	{ 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出 }			済標識		
	1	工事主の住所氏名	見取図			
	2	許可番号			第 号	
	3	許可又は届出年月日			年 月 日	
	4	工事施行者の氏名				
	5	現場管理者の氏名				
	6	盛土又は切土の高さ			メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積			平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量			盛土	立方メートル
	切土				立方メートル	
	9	工事着手予定年月日			年 月 日	
	10	工事完了予定年月日			年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許可または届出担当の都道府県 部局名称連絡先					
↑ 50 センチメートル以上 ↓						

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識

← 90 センチメートル以上 →				
70 センチメートル以上	土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日	年 月 日	
	10	工事完了予定年月日	年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可または届出担当の都道府県 部局名称連絡先			
↑ 50 センチメートル以上 ↓				



〔注意〕

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

3. 宅地造成等工事関係様式

(2) 鹿児島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

様式第4（第5条関係）

鹿児島市長 殿		年 月 日			
		協議者 氏名			
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 15 条第 1 項 第 34 条第 1 項 } の規定により、協議を申し出ます。					
1 工 事 主 住 所 氏 名					
2 設 計 者 住 所 氏 名					
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5 土 地 の 面 積		平方メートル			
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛 土 の タ イ プ		平地盛土、腹付け盛土・谷埋め盛土			
9 土 地 の 地 形		溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
	キ 崖面の保護の方法				
	ク 崖面以外の地表面の 保護の方法				
	ケ 工事中の危害防止の ための措置				
	コ そ の 他 の 措 置				
サ 工事着手予定年月日	年 月 日				
シ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ス 工 程 の 概 要					
11 その他必要な事項					
※協議成立に当た って付した条件					

様式第5（第5条関係）

土石の堆積に関する工事の協議申出書

				年	月	日
鹿児島市長 殿						
協議者 氏名						
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項 第34条第1項 } の規定により、協議を申し出ます。						
1	工事主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)			(緯度:	度	分 秒、 経度: 度 分 秒)
5	土地の面積			平方メートル		
6	工事の目的					
7 工 事 の 概 要	イ	土石の堆積の最大堆積高さ			メートル	
	ロ	土石の堆積を行う土地の面積			平方メートル	
	ハ	土石の堆積の最大堆積土量			立方メートル	
	ニ	土石の堆積を行う土地の最大勾配				
	ホ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置				
	ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置				
	ト	空地の設置	番号	空地の幅		
				メートル		
	チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置				
	リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置				
	ヌ	工事中の危害防止のための措置				
	ル	その他の措置				
ヲ	工事着手予定年月日			年	月 日	
ワ	工事完了予定年月日			年	月 日	
カ	工程の概要					
8	その他の必要な事項					
※協議成立に当たって付した条件						

様式第6（第6条関係）

宅地造成等工事着手届

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成等の工事に着手したいので、鹿児島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	許可年月日及び番号		年 月 日	第	号
2	宅地造成等位置及び地番				
3	工事着手年月日		年 月 日		
4	完了予定年月日		年 月 日		
5 工事 監 理 者	住 所 氏 名				
	連 絡 場 所		(電話)		
	資 格 免 許 等				
6 工事 施 行 者	住 所 氏 名				
	連 絡 場 所		(電話)		
	主任 技術 者	住 所 氏 名			
		資格免許等			
受付印					
			課 長	係 長	係

様式第7（第7条関係）

年 月 日									
鹿児島市長 殿									
工事主 住所 氏名									
宅 地 造 成 等 工 事 廃 止 届									
工事を廃止したので鹿児島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第7条の規定により届け出ます。									
廃止の理由									
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号								
受付印									
			<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">課 長</td> <td style="padding: 5px;">係 長</td> <td style="padding: 5px;">係</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	課 長	係 長	係			
課 長	係 長	係							

様式第8（第8条関係）

宅 地 造 成 等 工 事 一 部 完 了 検 査 申 請 書

鹿児島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条第2項の規定による検査を申請します。

年 月 日

鹿児島市長 殿

工事主 住所
氏名

1 工事一部完了年月日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工事をした土地の所在 及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 工事一部完了地の面積	平方メートル
7 工事一部完了検査を必要とする理由	
8 工 事 完 了 箇 所 図	別添のとおり
9 備 考	

様式第10（第9条関係）

年 月 日 鹿児島市長 殿 工事主 住所 氏名 届 出 工 事 変 更 届 書 次のとおり届出工事を変更したので届け出ます。								
	変 更 前	変 更 後						
1 工事をしている土地の 所在及び地番								
2 工事をしている土地の 面積	平方メートル	平方メートル						
3 工事着手年月日	年 月 日	年 月 日						
4 工事完了予定年月日	年 月 日	年 月 日						
5 工事の進捗状況								
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	第 号						
受付印 <table border="1" style="float: right; margin-left: auto; margin-bottom: 0;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">課 長</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">係 長</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">係</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>			課 長	係 長	係			
課 長	係 長	係						

定 期 報 告 書

年 月 日

鹿児島市長 殿

工事主 住所

氏名

(法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）^{ 第 19 条第 1 項 }_{ 第 38 条第 1 項 }の規定に基づき、工事の実施状況等について以下のとおり報告します。

共通	1	工事が施行される土地の所在地	
	2	工事の許可年月日及び許可番号	
	3	前回の報告年月日 (2 回目以降のみ記入)	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	4	報告の時点における盛土又は切土の高さ	
	5	報告の時点における盛土又は切土の面積	
	6	報告の時点における盛土又は切土の土量	
	7	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況	
土石の堆積に関する工事	8	報告の時点における土石の堆積の高さ	
	9	報告の時点における土石の堆積の面積	
	10	報告の時点における堆積されている土石の土量	
	11	前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

(備考) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について報告を行う場合は 1 欄から 7 欄までを、土石の堆積に関する工事について報告を行う場合は 1 欄から 3 欄まで及び 8 欄から 11 欄までを記入すること。

許 可 申 請 手 数 料 減 免 申 請 書

鹿児島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第16条第2項の規定により、下記のとおり許可申請手数料の減免を申請します。

年 月 日

鹿児島市長 殿

工事主 住所
氏名

記

1 土地の所在及び地番	
2 土地の面積	平方メートル
3 宅地造成等をする土地の面積	平方メートル
4 減免を受けようとする理由	
5 条例に規定する手数料額	円
6 そ の 他	
※ 減 免 金 額	円

受付印

課 長 係 長 係

3. 宅地造成等工事関係様式

(3) 宅造等許可その他様式（規則外参考様式）

宅 地 造 成 等 工 事 施 行 同 意 書 （ 土 地 の 権 利 者 用 ）

申請者 住所
氏名

私が権利を有する次の物件について、上記の者が宅地造成工事を行うことに同意します。

所在地 及び地番	地目	面 積 (㎡)	権利の種別	同 意 年月日	権利者の住所氏名	印	備 考

- 注 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

宅地造成等工事施行同意書（建築物その他の工作物の権利者用）

申請者 住所
氏名

私が権利を有する次の物件について、上記の者が宅地造成工事を行うことに同意します。

所在地 及び地番	工作物 の種類	工作物の 形状及び 敷地面積	権利の 種 別	同 意 年月日	権利者の住所氏名	印	備 考

- 注 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

宅地造成等区域内権利者一覧表（土地の権利者用）

所在地 及び地番	地 目	面 積 (㎡)	権利の種別	権利者の住所氏名	同意の 有 無	備 考

- 注 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

参考様式 宅地造成等区域内権利者一覧表（建築物その他の工作物の権利者用）

宅地造成等区域内権利者一覧表（建築物その他の工作物の権利者用）

所在地 及び地番	工作物 の種類	工作物の形状 及び敷地面積	権利の種別	権利者の住所氏名	同意の 有 無	備 考

注 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。

2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

（宅地造成等許可用）

設 計 者 の 資 格 に 関 する 申 告 書

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

設計者 住所
氏名

年 月 日生

宅地造成及び特定盛土等規制法^{第13条第2項}_{第31条第2項}に規定する設計資格について、次のとおり申告します。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第21条の講ずべきものとされる措置			☐ 高さが5 mを超える擁壁の設置 ☐ 切土又は盛土をする土地の面積が1500㎡を超える土地の排水施設		
宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条の該当資格			☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号 ☐ 5号 1 2 3 4 5		
学 歴	学 校 名	学 部 学 科 名	卒業（中退）年月日	修 業 年 限	
			卒業 年 月 日 中退	年 箇月	
建に 築よ する 法資 等格	資 格 内 容		取 得 年 月 日	登 録 又 は 合 格 番 号	
	☐ 技術士（部門） ☐ 一級建築士 ☐ その他				
実 務 経 歴	勤 務 先	職 務 内 容	在 職 期 間		
			年 月 ～ 年 月（年 月）		
			年 月 ～ 年 月（年 月）		
			年 月 ～ 年 月（年 月）		
			年 月 ～ 年 月（年 月）		
			年 月 ～ 年 月（年 月）		
設 計 経 歴	事業主体	工事施行者	施行場所	面 積	許 可 年 月 日 及 び 番 号

- 注 1 ☐印のある欄は、該当事項の□に×印を付け、該当資格の欄は該当事項を○で囲むこと。
- 2 学歴欄は、設計資格に関係のある最終学歴を記入すること。
- 3 実務経歴及び設計経歴欄は、宅地開発等に関係のあるもののみを記入し、設計経歴欄に記入した工事については、当該工事の設計を申告者が行ったことを証する事業主体発行の証明書を添付すること。
- 4 建築士法等による資格の証明書、卒業証明書等を添付すること。

（宅地造成等許可用）

委 任 状

住所

氏名

（TEL － － ）

上記の者を私の代理人と定め、宅地造成等工事に係る次の行為を委任します。

- 1．許可申請書の提出
- 2．関係機関との協議
- 3．許可通知書の受理
- 4．検査済証の受理

地名・地番	鹿児島市
宅地造成等面積	m ²

年 月 日

住所

申請者

氏名

（宅地造成等許可用）

誓 約 書

鹿児島市長 殿

記

今般、私_____が鹿児島市_____に、
_____を目的とした宅地造成等の許可による造成工事を
行うに際し、工事中及び完了後も造成工事による苦情や境界に関する紛争並びにそ
の他諸問題等につきましては、私が責任をもって処理し、関係官庁には一切ご迷惑
をかけないことを誓約致します。

年 月 日

住所

申請者

氏名

住所

設計者（代理人）

氏名

協 議 書

担当課〔 〕

宅 地 造 成 等 区 域	〔宅地造等成等面積 m ² 〕	
設計者 住所 氏名	住所 氏名 TEL	
協 議 事 項	指 摘 事 項	協 議 結 果
設計に関すること		
そ の 他		
協 議 年 月 日	申 請 者	住所 氏名
年 月 日	協 議 担 当 課 担当（ ）	印

※ 協議成立後 押印して下さい。

地盤調査等に関する確約書

鹿児島市長 殿

記

今般、私_____が鹿児島市_____で行う、宅地造成等に関する工事につきましては、別紙理由により事前の地盤調査を行うことができません。

つきましては、擁壁工事に着手する前迄に地盤調査等を行い、当該許可申請書の擁壁設計において必要となる地盤の許容応力度や設計に用いた諸定数を確認し、市長に報告した上で施工するとともに、完了時には地質調査等の結果を完了検査申請書に添付することを確約致します。

地盤調査等の結果、地盤改良や擁壁構造の変更が必要となる場合は、市長と協議し、承認を得た上で工事施工するとともに、完了検査申請を行う前迄に変更許可の手続きを行います。

年 月 日

申請者住所_____

氏名_____

設計者住所_____

（代理人）

氏名_____

工事施行者住所_____

氏名_____

※ 宅地造成等許可申請段階で工事施行者が未定の場合は、工事施行者の欄は未記入でもよいが、決定後速やかに工事施行者の確約書も提出すること。

宅地造成等工事に関する変更届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

住所
届出者
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第16条第2項
第35条第2項} の規定に基づき、宅地造成等に関する工事の変更について、次のとおり届け出ます。

1 変 更 に 係 る 事 項		
2 変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
3 変 更 の 理 由		
4 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 指令土調宅第 号	

宅地造成等に関する工事の検査済証交付前の建築工事着工承認申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

造成主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第1項
第30条第1項} に基づき宅地造成工事の許可を受けた土地について、
同法 {第17条第1項} の工事完了検査及び同法 {第17条第2項
第36条第2項} の検査済証交付前に次のとおり建築物を
建築したいので承認を申請します。

許可年月日及び番号		年 月 日 指令土調宅第 号		
建築物を建築する 敷地	位置			
	面積	m ²		
建 築 物	位置			
	面積	建築（構築）面積		m ²
		延べ床面積		m ²
検査済証交付前に建築しよう とする理由				
※承認年月日及び番号		年 月 日 第 号		
※条 件				
受付印		課長	係長	係

- 注1 2部提出すること。
 2 工事工程表、手戻り工事の内容、防災上安全性が確保されると判断できる根拠等を添付すること。
 3 建築の確認済証の写し及び建築図面を添付すること。
 4 ※の欄は記入しないこと。

(宅地造成等用)

宅地造成等工事変更協議申出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

工事主 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

宅地造成等に関する工事（許可番号 年 月 日 指令土調宅第 ー 号）の
変更をしたいので協議を申し出ます。

1	変 更 に 係 る 事 項	
2	変 更 の 内 容	変 更 前
		変 更 後
3	変 更 理 由	

備考 ・変更理由はできるだけ詳細に記入すること。
・変更に係る図面等を添付すること。

(宅地造成等用)

宅地造成等に関する工事の許可申請書の取下書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

宅地造成等に関する工事の許可申請書を取り下げますので、次のとおり届け出ます。

1	申 請 年 月 日	年 月 日			
2	土 地 の 所 在 及 び 地 番				
3	取 り 下 げ の 理 由				
受付印					
			課長	係長	係

工 事 主 の 資 力 及 び 信 用 に 関 す る 申 告 書

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 2 項第 2 号 } に規定する工事主の資力及び信用について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資本金	千円			
法 令 に よ る 登 録 等						
従 業 員 数 等						
前 年 度 事 業 費	千円	資産総額	千円			
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税 千円		事業税		千円	
主たる取引金融機関						
工事管理者住所氏名						
役 員 略 歴	職 名	氏 名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴その他	
宅 関 地 係 造 行 成 為 等 経 歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積	許認可番号年月日	着工及び完了年月日

注 1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入すること。

2 添付書類

- (1) 法人税又は所得税の納税証明書(前年度分)
- (2) 財務諸表(法人の登記簿謄本を含む)

参考様式 工事施行者の能力に関する申告書

工 事 施 行 者 の 能 力 に 関 す る 申 告 書

年 月 日

鹿児島市長 殿

工事施行者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 2 項第 3 号
第 30 条第 2 項第 3 号 } に規定する工事施行者の能力について次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従 業 員 数 等	事 務	技 術	労 務	計		
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税		千円	事業税		千円
主たる取引金融機関						
工事管理者住所氏名						
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴その他	
宅 関 地 係 造 行 成 為 等 経 歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積	許認可番号年月日	着工及び完了年月日

注 1 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築士事務所登録等について記入すること。

2 添付書類

- (1) 法人税又は所得税の納税証明書(前年度分)
- (2) 事業経歴書(法人の登記簿謄本)

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

- 1 私（当法人・当組合を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の（1）から（4）のいずれにも該当しません。

役職	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住所

※法人又は組合の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- （3）法人又は組合であって、その役員のうちに（2）に該当する者があるもの
- （4）暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者・設計者

住所

氏名

（法人・組合にあっては、名称及び代表者氏名）

参考様式 届出工事届出者地位承継届出書

届出工事届出者地位承継届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

次のとおり届出工事の届出者の地位を承継したので、届け出ます。

1	届 出 工 事 の 届 出 年 月 日		年 月 日
2	被 承 継 者	住 所	
		氏 名	
3	承 継 の 理 由		
4	承 継 年 月 日		年 月 日

備考 被承継人が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること

参考様式 届出工事届出者等名義変更届出書

届出工事届出者等名義変更届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

次のとおり（届出者、工事施行者）の（住所、氏名）を変更した（に異動を生じた）ので、届け出ます。

1	変 更 事 項	新	
		旧	
2	変 更 理 由		
3	届 出 工 事 の 届 出 年 月 日	年 月 日	

- 備考
- 1 工事施行者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 工事施行者の異動の場合には、新旧両者の連名で届け出ること。

参考様式 届出工事に係る軽微な変更届出書

届出工事に係る軽微な変更届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

次のとおり届出工事の軽微な変更をしたので届け出ます。

1	変 更 に 係 る 事 項		
2	変 更 の 内 容	変 更 前	
		変 更 後	
3	変 更 理 由		
4	届 出 工 事 の 届 出 年 月 日	年 月 日	

備考 変更に係る事項を説明する図書を添付すること。

届出工事完了届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

次のとおり届出工事が完了したので届け出ます。

1	届 出 工 事 に 含 ま れ る 土 地 の 地 名 地 番	鹿児島市
2	工 事 区 域 の 面 積	平方メートル
3	工 事 の 目 的	
4	工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
5	工 事 施 行 者	住所 氏名
6	届 出 工 事 の 届 出 年 月 日	年 月 日
	届 出 工 事 の 受 付 番 号	第 号

- 備考 1 工事施行者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 着工前及び完了時の状況が分かる写真を添付すること。

参考様式 届出工事廃止届出書

届出工事廃止届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

次のとおり届出工事を廃止したので届け出ます。

1	廃止した届出工事の 届出年月日	年 月 日
2	廃止した届出工事の 受付年月日	第 号
3	届出工事を廃止した理由	

4. 災害防止条例関係様式

鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に
関する条例施行規則

様式（第2条関係）

（表）

第 号		
身 分 証 明 書		
所 属	職 名	氏 名
		年 月 日生
上記の者は、鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例 第23条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証明する。		
年 月 日		鹿児島市長 印

6cm

8cm

（裏）

鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例(抜粋)

（立入調査）

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に開発行為に係る土地、建築物の敷地その他の場所に立ち入り、当該土地、建築物の敷地等の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5. 事前相談関係書式

開発宅造・建築等相談書

開 発 宅 造 ・ 建 築 等 相 談 書

No.

受 付 年 月 日		年 月 日 () 時 分				
相 談 者 住 所 ・ 氏 名		TEL				
関 係 者 住 所 ・ 氏 名		TEL				
相 談 地	※この欄には地名、『地番』及び『地目』を明記してください。			面 積	m ²	
	鹿児島市					
	該 当	区 域 区 分 等		開 発 許 可 を 要 す る 規 模	宅 造 規 制 区 域	特 盛 規 制 区 域
		都 市 計 画 区 域	市街化区域	1,000 m ² ≤		
			市街化調整区域	全 て		
			非線引き	3,000 m ² ≤		
	都 市 計 画 区 域 外		10,000 m ² ≤			
相 談 事 項	行為の目的：					
	行為の規模： 造成面積 [m ²] 最大切土高 [m] 最大盛土高 [m]					
	一時堆積面積 [m ²] 最大堆積高 [m]					
相 談 事 項	留意事項（必ず読んでください。）					
	① 事前相談に対する回答は、現時点での回答であり、今後基準の見直しにより、回答内容に変更が生じる場合もあるので、早急に申請等の手続きを行わない場合は、再度相談を行うようにしてください。 ② 事前相談に対する回答の有効期限は、最大でも概ね6ヶ月程度としますので、相談後、期間が経過した場合は、再度相談を行うようにしてください。					

- ※1 相 談 者 の 欄：当課へ来課された方の住所、氏名及び連絡先を記入
 ※2 関 係 者 の 欄：相談地の所有者、開発者（工事主）等の住所、氏名及び連絡先を記入
 ※3 相 談 地 の 欄：地名、地番及び地目を記入（複数ある場合は、全て記入）
 ※4 面 積 の 欄：相談地（開発等予定地）の実測面積を記入
 ※5 相 談 事 項 欄：目的（予定建築物の用途や規模等）、造成行為の規模（盛土、切土の高さ等）等を記入
 ※6 添 付 資 料：付近見取図（住宅地図等）、写真、登記簿謄本（閉鎖謄本）や字図の『写し』等
 ※7 添 付 図 面：平面図、断面図、求積図等
 注 1）平面図、断面図は現況と計画が一つの図面で分かるように作成
 注 2）平面図には、盛土、切土を行う範囲が分かる線を記入
 注 3）断面図は、盛土、切土の高さが最大となる部分は必ず作成
 注 4）求積図には、開発等予定地全体の求積図と切土、盛土を行う範囲の求積図を作成
 注 5）具体的な建築計画がある場合は、配置図や建物平面図、立面図等を提出
 ※8 法第 34 条第 1 号の場合は、事業計画書や理由書等を提出し、審査基準の内容を図示してください
 ※9 相談を行う際は書類を『2 部』作成し、1 部は提出し、1 部は相談者側で保管してください
 《様式》は、市HP＞環境・まちづくり＞建築＞宅地開発・市街化調整区域内の建築許可＞

宅地開発等・建築許可の手引き

6. 違反宅地開発等取扱い事務処理 要領関係様式

鹿児島市違反宅地開発等取扱い事務処理要領

様式第1（その1）違反宅地開発等報告書兼台帳

違反宅地開発等報告書兼台帳		台帳番号	
違反場所	鹿児島市		
調査年月日	年 月 日 ()	調査員	
発見方法	通報・投書・相談・パトロール・その他 ()		
違反概要			
違反法令条項	法 条 第 項 法 条 第 項		
宅地開発等事業の 目的・規模			
許可の有無	有 (年 月 日 第 号) ・ 無		
建築物の概要	用 途		構 造
	建築面積	m ²	規 模
	延べ面積	m ²	階建て
区 域 区 分	市街化区域・市街化調整区域・未線引き区域・都市計画区域外		
	用途地域		宅地造成等規制区域・特定盛土等規制区域
	他法令の指定区域 ()		
工事進捗状況	既完了・未完了（着工時期 年 月）（進捗率 %）		
事業主 住所・氏名			
土地所有者 住所・氏名			
工事施行者 住所・氏名			
工事監理者 住所・氏名			
設計者 住所・氏名			

[illegible]

位置図・付近見取り図
現場状況略図

土 調 第 号
年 月 日

様

鹿児島市長 印
(土地利用調整課扱い)

通 知 書

あなたが、鹿児島市 において行っている行為について
事情を伺いたいのので、下記のとおり来庁してください。

また、指定の日時に来庁できない場合は、必ず事前に連絡してください。

なお、この指示に従わない場合は 法第 条第 項の規定に基づ
く監督処分等の措置を行うこともあります。

記

1 日 時： 年 月 日 () 午前・午後 時 分

2 場 所：鹿児島市

3 同伴者：

4 持参する図書等：

事 情 聴 取 調 書	
聴取年月日	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
被聴取者	住所 氏名 TEL
聴 取 者	土地利用調整課 ()
聴取場所	
違反場所	鹿児島市
違反内容	法令違反条項 法第 条第 項 法第 条第 項 許可の有無 有 ・ 無 許可番号 () 違反内容
聴取内容	1. 違反場所の確認
	2. 許可等手続の有無の確認
	3. 区域・区分
	4. 建築物の有無 有 (棟 用途 延べ面積 m ²) ・ 無
	概要

年 月 日

鹿児島市長 様

顛 末 書

住所

氏名

（署名又は記名押印）

鹿児島市長 様

住所

氏名

（署名又は記名押印）

是 正 計 画 書

下記の違反について、是正計画書を提出し是正します。
また、是正が完了した場合は、速やかに是正完了報告書を提出します。

1 違反場所	鹿児島市
2 違反内容	
3 是正内容 是正方法	
4 是正工程	
5 是正期限	年 月 日
6 その他	別図の有無 有（ 枚） ・無

土 調 第 号
年 月 日

様

鹿児島市長 印
（土地利用調整課扱い）

勧 告 書

あなたが、鹿児島市 において行っている（開発行為・
建築・宅地造成等）は 法第 条第 項の規定に違反しているので、速
やかに下記のとおり是正するよう勧告します。

記

1 違反内容	
2 是正内容	

土 調 第 号
年 月 日

様

鹿児島市長 印
(土地利用調整課扱い)

指 示 書

年 月 日付け土調第 号の勧告書により指示した件について、未だ是正がなされておられません。

ここに、上記指示書に従い、速やかに是正を行うよう指示します。

なお、この指示に従わない場合は、 法第 条第 項の規定に基づく監督処分等の措置を行うことになります。

鹿児島市長 様

住所

氏名

（署名又は記名押印）

是 正 完 了 報 告 書

下記の違反については、是正が完了したので報告します。

記

1 違反場所	鹿児島市
2 違反内容	
3 是正内容 是正方法	
4 是正工程	
5 是正完了日	年 月 日
6 その他	

土 調 第 号
年 月 日

様

鹿児島市長 印
（土地利用調整課扱い）

是 正 完 了 通 知 書

あなたの鹿児島市 における（開発行為・
建築・宅地造成等）の違反行為については、是正が完了したことを確認したので通知し
ます。

7. 国土利用計画法関係様式

国土利用計画法施行規則

土地売買等届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

権利取得者(譲受人)

住所 〒

氏名

(担当者)

電話

市町村名※			
区分※	所・地・貸・他	単	団
受理番号※	年 月 日	第	号
処理番号※	年 月 日	第	号

譲受人業種	1 不動産業	2 建設業	3 金融業	4 製造業	5 商運業	6 運輸業	7 農業
-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	------

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定）をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。

契約の相手方等に関する事項		契約の相手方（譲渡人）の住所				氏 名				契約締結年月日																											
										年	月	日																									
土地に関する事項	番 号	所 在				地 目				面 積																											
		登 記 簿		住 居 表 示		登 記 簿		現 況		登記簿（㎡）		実 測（㎡）																									
		町 又 は 字												地 番																							
		1																																			
	2																																				
	3																																				
									計	㎡	計	㎡																									
	番 号	利 用 の 現 況	届 出 に 係 る 権 利 以 外 の 権 利																																		
			所 有 権				所 有 権 以 外 の 権 利																														
			所 有 者 の 住 所		所 有 者 の 氏 名		種 別		内 容		権 利 者 の 住 所		権 利 者 の 氏 名																								
1																																					
2																																					
3																																					
土地に関する事項	番 号	種 類	概 要	移転又は設定に係る権利 種 別 内 容	移 転 又 は 設 定 に 係 る 権 利 以 外 の 権 利								※																								
					所 有 権				所 有 権 以 外 の 権 利																												
					所 有 者 の 住 所		所 有 者 の 氏 名		種 別		内 容			権 利 者 の 住 所		権 利 者 の 氏 名																					
土地に関する事項	番 号	移転又は設定の態様	地 上 権 又 は 賃 借 権 の 場 合								特 記 事 項																										
			存続期間		残存期間		堅固・非堅固の別		地 代（年額・円）																												
対価の額等に関する事項	番 号	土地に関する対価の額等																工作物等に関する対価の額等																			
		地目(現況)		面 積 (㎡)						単 価 (円/㎡)						対価の額 (円)						種 類		対価の額 (円)													
				百万		千		百		十		円		百万		千		百		十		円				十億		百万		千		百		十		円	
		1																																			
	2																																				
	3																																				
	実測清算	有・無	計 (a)						平均 ((b) ÷ (a))						計 (b)						計																
			百万		千		百		十		円		百万		千		百		十		円				十億		百万		千		百		十		円		
	土地の利用目的等に関する事項	利 用 目 的	用途等																														※				
利用目的に係る土地の所在															利用目的に係る土地の面積																						
事項	利用計画の概要	人工面率		%										計画人口		人																有・無					
		その 他																																			
その他参考となるべき事項																																					

8. 公有地の拡大の推進に関する法律関係様式

公有地の拡大の推進に関する法律施行規則

土地有償譲渡届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

譲り渡そうとする者	住所	
	氏名	

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記により、届け出ます。

記

1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする 相手方	住所	
	氏名	

2 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m ²			

3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m ²				

4 譲渡予定価額に関する事項

	土地	建築物その他の工作物	合計
譲渡予定価額	円	円	円

5 その他参考となるべき事項

備考

- 1 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その状況を記載すること。
- 2 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 3 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 4 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 当該土地が法第4条第1項第1号から第5号までのいずれに該当するかが明らかな場合には、「その他参考となるべき事項」の項にその内容を記載すること。

土地買取希望申出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申出をする者	住所	
	氏名	

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、下記により、申し出ます。

記

1 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 m ²	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積 m ²	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

3 買取希望価額

	土地	建築物その他の工作物	合計
譲渡予定価額	円	円	円

4 その他参考となるべき事項

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その状況を記載すること。
- 「地積」の欄には、土地登記簿に登録された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 申出をする者、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第5章 市制定の条例・規則

- 第1節 法令を補足するために市で定めた規則
- 第2節 市で定めた条例及びその規則
- 第3節 その他関係要綱等

第1節 法令を補足するために市で定めた規則

1-1 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則

○都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則

平成8年3月29日

規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)に基づく開発行為等の規制に関し、法、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設計説明書)

第2条 省令第16条第2項の設計説明書は、設計説明書(様式第1)による。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 実測図に基づく公共施設の新旧対照図で縮尺500分の1以上のもの
- (2) 従前の公共施設の管理者等一覧表(様式第2)
- (3) 新たに設置される公共施設の管理者等一覧表(様式第3)
- (4) 付替えに係る公共施設の新旧一覧表(様式第4)
- (5) その他市長が必要と認める図書

(設計図の添付図書)

第3条 開発区域の面積が1ヘクタールを超える場合には、省令第16条第2項の設計図(以下「設計図」という。)に、工事の工程計画表及び次の表に掲げる図面を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
求積図	開発区域の全域並びに従前の公共施設用地、新設の公共施設用地、公益的施設用地、住宅用地及びその他の用地別の面積	1,000分の1以上	開発区域界に閉トラバースを設定し、各用地ごとに三斜法によって作成すること。
移動土工計画図	移動土量及びその移動系路	1,000分の1以上	開発区域内外にわたる搬入及び搬出を含めること。
道路標準横断面図	道路の幅員構成及び構造並びに主要な地下埋設物及び路上工作物の占用位置	50分の1以上	各幅員ごとに標準断面を適宜選定して作成すること。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
排水流末断面図	下水放流先河川等の名称並びにその高水位及び平均水位	50 分の 1 以上	各放流箇所ごとに作成すること。
調整池構造図	高水位、容量及び水量調節装置	50 分の 1 以上	各調整池ごとに作成すること。
工事中の防災施設平面図	流水方向及び排水区域並びに仮排水路、仮えん堤、遊水池、沈砂池、柵工、地下排水溝、のり面保護工等の防災施設の位置及び工区	1,000 分の 1 以上	
工事中の防災施設構造図	仮排水路、仮えん堤、遊水池、沈砂池、柵工、地下排水溝、のり面保護工等の防災施設の構造	50 分の 1 以上	

2 設計図及び前項の図面には、必要に応じ計算書を添付しなければならない。

（資金計画書の添付図書）

第4条 省令第16条第5項の資金計画書には、工事費内訳書（様式第5）及び附帯工事費内訳書（様式第6）を添付しなければならない。

（開発行為許可申請書の添付図書）

第5条 法第29条第1項の許可を受けようとする者は、開発行為許可申請書に、省令第17条に定めるもののほか、次に掲げる図書（主として、自己の居住の用に供する住宅若しくは住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為にあつては、第1号、第2号及び第5号に掲げる図書）を添付しなければならない。

- (1) 開発区域の土地の登記簿謄本
- (2) 開発区域に係る不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条の地図の写し
- (3) 法第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用に関する申告書（様式第7）
- (4) 法第33条第1項第13号に規定する工事施行者の能力に関する申告書（様式第8）
- (5) その他市長が必要と認める図書

（開発行為施行同意書）

第6条 省令第17条第1項第3号に規定する法第33条第1項第14号の相当数の同意を得たことを証する書類は、開発行為施行同意書（様式第9の1・様式第9の2）及び開発区域内権利者一覧表（様式第10の1・様式第10の2）による。

（設計者の資格を証する書類）

第7条 省令第17条第1項第4号に規定する設計者の資格を証する書類は、設計者の資格に関する申告書（様式第11）による。

（既存の権利者の届出）

第8条 法第34条第13号に規定する開発行為に係る届出をしようとする者は、既存の権利者の届出書（様式第12）を市長に提出しなければならない。

（開発行為の変更許可申請書等）

第9条 法第35条の2第2項に規定する申請書は、開発行為変更許可申請書（様式第13）による。

2 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発行為変更届出書（様式第14）による。

（工事着手届）

第10条 法第29条第1項の規定による開発行為の許可（以下「開発許可」という。）を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手しようとするときは、速やかに工事着手届（様式第15）を市長に提出しなければならない。

（工事施行状況の報告等）

第11条 市長は、開発行為に関する工事について、必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる工事区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる工程の全部又は一部を指定し、工事施行者に対して、あらかじめ、その指定した工程に達する旨を届け出させることができる。

工事区分	工程
擁壁工事 (高さが3メートル以下のものを除く。)	(1) 根切りの完了 (2) 基礎配筋の完了 (3) 壁配筋の完了 (4) 練積み造擁壁の前面地盤の高さまでの築造 (5) 練積み造擁壁の下端から3分の1の高さまでの築造 (6) その他市長が必要と認める工程
盛土工事	(1) 地下排水溝の敷設 (2) 軟弱な地盤改良等の工事 (3) 急傾斜面の段切り (4) その他市長が必要と認める工程
排水施設工事	(1) 主要な暗きょの敷設 (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎工事 (3) その他市長が必要と認める工程
道路工事	(1) 舗装工事の開始 (2) その他市長が必要と認める工程

工事区分	工程
調整池工事	(1) 根切りの完了 (2) 底版の配筋の完了 (3) 床版の配筋の完了 (4) その他市長が必要と認める工程
その他市長が指定する工事	(1) 市長が必要と認める工程

2 前項の規定による届出があったときは、市長は、当該工事について中間検査を行うことができる。

3 工事施行者は、第1項の規定により指定された工程に達したときは、その都度工事部分の位置及び施行状況を撮影し、資料として整備しておかなければならない。

(工事完了届出書の添付図書)

第12条 法第36条第1項の規定による届出は、省令第29条に規定する届出書（以下「工事完了届出書」という。）に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 土地利用計画図(縮尺500分の1以上のもの)
- (2) 工事の施工状況を確認することができる写真
- (3) その他市長が必要と認める図書

(工事完了公告の方法)

第13条 省令第31条に規定する工事の完了の公告は、鹿児島市公告式条例(昭和42年条例第2号)第7条において準用する同条例第2条第2項に定めるところにより行うものとする。

(建築制限等の解除の承認申請書)

第14条 法第37条第1号の規定による建築物の建築又は特定工作物の建設に係る制限の解除の承認を受けようとする者は、建築制限等解除承認申請書（様式第16）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 当該建築物又は特定工作物の敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示した付近見取図
- (2) 敷地の境界、当該建築物又は特定工作物の位置並びにがけ及び擁壁の位置を明示した敷地現況図で縮尺200分の1以上のもの
- (3) 当該建築物又は特定工作物の平面図及び立面図(正面図及び側面図)で縮尺200分の1以上のもの
- (4) その他市長が必要と認める図面

(工事の廃止の届出書の添付図書)

第15条 省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、開発許可を受けた工事に着手していないときは、第2号及び第3号に掲げる図書は添付することを要しない。

- (1) 当該工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した図書
- (2) 廃止時における当該土地の状況を記載した図書及び写真
- (3) 防災措置に関する図書
- (4) 開発行為(開発行為の変更)許可通知書
- (5) その他市長が必要と認める図書

(建築物の特例許可申請書)

第16条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書(様式第17)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 第14条第2項各号に掲げる図面
- (2) 当該建築物の断面図で縮尺200分の1以上のもの

(予定建築物等以外の建築物等の建築等の許可申請書)

第17条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築物等の建築等許可申請書(様式第18)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる図面を添付しなければならない。

(建築物の新築等の許可申請書の添付図書)

第18条 法第43条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第34条第1項に規定する許可申請書に、同条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 土地の登記簿謄本
- (2) 不動産登記法第14条の地図の写し
- (3) 建築物の各階平面図(縮尺200分の1以上のもの)
- (4) 建築物の2面以上の立面図(縮尺200分の1以上のもの)
- (5) その他市長が必要と認める図書

(許可に基づく地位の承継の届出)

第19条 法第44条の規定により、開発許可又は法第43条第1項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、地位承継届出書(様式第19)に、当該許可に基づく地位を承継したことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 相続により地位を承継した場合は、被相続人を含む戸籍謄本、届出者が承継人であることを証する書類及び相続適格者全員の合意を証する書類
- (2) 合併により承継した場合は、合併後の法人の登記簿謄本
- (3) その他市長が必要と認める書類

(開発許可に基づく地位の承継承認申請書)

第20条 法第45条の規定により、市長の承認を受けようとする者は、開発行為承継承認申請書(様式第20)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- (2) 第2条第2項及び第3条に規定する添付図書のうち市長が必要と認める図書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(開発登録簿の調書)

第21条 省令第36条第1項の開発登録簿の調書は、開発登録簿調書(様式第21)による。

(証明書の交付申請書)

第22条 省令第60条の規定により開発行為又は建築に関する証明書の交付を求めようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書(様式第22)に、市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第23条 法、令、省令及びこの規則により市長に提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

付 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則(昭和46年鹿児島県規則第9号)の規定により作成された書類及び図面で現に使用しているものは、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成8年8月13日規則第99号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年5月18日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年3月11日規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成19年9月26日規則第153号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則に規定する様式により作成された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に既に工事に着手した者に係る開発許可標識の掲示については、なお従前の例による。

付 則(平成19年10月29日規則第160号)

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

付 則(令和3年3月31日規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(令和4年3月10日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

1-2 鹿児島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

○鹿児島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

平成8年3月29日

規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し、法、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）及び鹿児島市手数料条例（平成12年条例第51号。以下「手数料条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(試掘等の許可)

第2条 法第6条第1項の規定により試掘等の許可を受けようとする者は、試掘等許可申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第6条第1項の規定により試掘等を許可したときは、障害物の伐除及び土地の試掘等の許可証（様式第2）を申請人に交付するものとする。

(身分証明書)

第3条 法第7条第1項（法第24条第2項又は法第43条第2項において準用する場合を含む。）に規定する証明書の様式は、様式第3による。

(許可申請書の添付図書)

第4条 省令第7条第1項12号及び第63条第1項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 宅地造成等に関する工事を施行する土地（以下「土地」という。）の登記簿謄本
- (2) 土地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条の地図の写し
- (3) 土地又は土地にある建築物等について工事の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書
- (4) 土地の求積図
- (5) 排水の流量計算書
- (6) 防災計画平面図
- (7) 排水施設構造図
- (8) 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として市長が別に定めるもの。
- (9) 工事施行者に当該工事を行うために必要な能力があることを証する書類として市長が別に定めるもの。
- (10) その他市長が必要と認める図書

2 省令第7条第2項第10号及び省令第63条第2項第2号の規則で定める書類は、前項第1号から第4号まで及び第6号から第10号に掲げる書類とする。

（協議の申出書）

第5条 法第15条第1項又は法第34条第1項の規定による協議をしようとする国、都道府県又は中核市は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（様式第4）又は土石の堆積に関する工事の協議申出書（様式第5）に、省令第7条第1項又は省令第7条第2項の表に掲げる図面及び前条各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（工事着手の届出）

第6条 工事主は、法第12条第1項又は法第30条第1項の規定による許可に係る工事（法第15条第1項又は法第34条第1項の協議が成立した工事を含む。以下「許可工事」という。）に着手しようとするときは、速やかに、宅地造成等工事着手届（様式第6）に、工程計画表を添えて市長に届け出なければならない。

（工事の廃止届）

第7条 工事主は、許可工事を廃止したときは、直ちに宅地造成等工事廃止届（様式第7）を市長に提出しなければならない。

（工事の一部完了検査）

第8条 市長は、許可工事の一部が完了した場合において、当該土地が独立して使用に供しうるものであり、かつ、土地の分割が災害の防止上支障がないと認められるときは、工事主の申出により、当該工事について一部完了の検査を行うことができる。

2 工事主は、前項の規定による一部完了の検査の申出を行おうとするときは、宅地造成等工事一部完了検査申請書（様式第8）に、完了部分を明示した図面及び第10条各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の宅地造成等工事一部完了検査申請書を受理し、検査の結果、法第13条第1項又は法第31条第1項の規定に適合していると認めるときは、宅地造成等工事一部完了検査済証（様式第9）を工事主に交付するものとする。

（届出工事の変更）

第9条 法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出をした者はその届出に係る事項を変更したときは直ちに、法第21条第3項又は法第40条第3項の規定による届出をした者はその届出に係る事項を変更しようとするときはあらかじめ、届出工事変更届書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

（完了検査申請書の添付図書）

第10条 法第17条第1項又は法第36条第1項の規定による工事完了の検査の申請は、省令第40条又は省令第70条に規定する工事完了検査申請書に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

-
- (1) 土地利用計画図（縮尺500分の1以上のもの）
 - (2) 工事の施工状況を確認することができる写真
 - (3) その他市長が必要と認める図書

2 法第17条第4項又は法第36条第4項の規定による工事完了の確認の申請は、省令第43条又は省令第73条に規定する確認申請書に、前項第2号及び第3号に掲げる図書を添付して行わなければならない。

（定期の報告）

第11条 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、定期報告書（様式第11）により行うものとする。

（技術的基準）

第12条 令第20条第1項に規定する擁壁の設置に代わる措置は、次に掲げる工法とする。

- (1) 間知石から積み工その他のから積み工
- (2) 積み苗工
- (3) その他市長が認める工法

第13条 令第20条第2項に規定する技術的基準の強化又は附加は、次のとおりとする。

- (1) 擁壁背面には、全面に別表に定める数値以上の厚さの透水層を設置すること。ただし、擁壁背面に接続する地盤が切土で軟岩以上の硬度を有する場合又は市長が擁壁に破損等の悪影響を与えないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 谷筋又は凹部を有する傾斜地において、著しい災害の発生をもたらすような盛土を行う場合は、盛土の適当な箇所にその高さの5分の1以上の高さ蛇籠堰かごえん堤、コンクリート堰えん堤、枠等を地下排水溝とともに埋設し、盛土下端部分にすべり止め擁壁を設置すること。
- (3) 計画流出量を算定する場合は、次に掲げる数値を用いること。
ア 降雨量 10分間当たり22ミリメートル
イ 流出係数 1.0。ただし、地形、規模等により支障がないと認められる場合は、0.7まで減らすことができる。

（災害発生のおそれがないと認められる工事）

第14条 省令第8条第1項第9号及び同項第10号ロの規定により規則で定める値は、50センチメートルとする。

（擁壁等の工程検査）

第15条 許可工事を行う工事施行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに市長に報告し、その検査を受けなければならない。

- (1) 鉄筋コンクリート造擁壁については、基礎配筋工事及び壁体配筋工事がそれぞれ完了したとき。
 - (2) その他市長が必要と認めるとき。
-

(許可申請手数料の減免)

第16条 市長は、手数料条例第6条の規定により、公益上必要があると認める場合又は災害その他特別の理由があると認める場合においては、許可申請手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により、許可申請手数料の減免を受けようとする者は、許可申請手数料減免申請書(様式第12)を法第12条第1項又は法第30条第1項の規定による許可の申請の際にあわせて提出しなければならない。

付 則

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際鹿児島県宅地造成等規制法施行細則(昭和37年鹿児島県規則第64号)の規定により作成された書類及び図面で現に使用しているものは、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成11年3月17日規則第8号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成12年3月30日規則第76号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成18年9月29日規則第105号)

この規則は、平成18年9月30日から施行する。

付 則(平成19年9月26日規則第154号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市宅地造成等規制法施行細則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市宅地造成等規制法施行細則に規定する様式により作成された書類とみなす。

3 この規則の施行の日前に既に工事に着手した者に係る宅地造成工事許可標識の設置については、なお従前の例による。

付 則(令和3年3月31日規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

別表(第12条関係)

擁壁の高さ	透水層の厚さ	摘要
-------	--------	----

	上端	下端	
3メートル以下	30センチメートル	40センチメートル	透水層の上端とは、 擁壁上端から擁壁 高(根入れを含ま ない。)の5分の1 下方とする。
3メートルを超え 4メートル以下	30センチメートル	50センチメートル	
4メートルを超え 5メートル以下	30センチメートル	60センチメートル	

第2節 市で定めた条例及びその規則

2-1 鹿児島市宅地開発等に関する条例及び施行規則

○鹿児島市宅地開発等に関する条例

平成19年3月27日
条 例 第 23 号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 事前手続等（第3条－第9条）
- 第3章 宅地開発等許可後の手続等（第10条－第14条）
- 第4章 公共施設等の基準（第15条－第17条）
- 第5章 雑則（第18条－第20条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に基づく開発行為の規制に関する事項、宅地開発等に係る事前説明等の手続に関する事項その他宅地開発等に関し必要な事項を定めることにより、許可事務の透明性の向上及び適正化を図るとともに、良質な宅地開発等を誘導し、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)及びこれらの法律に基づく命令の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 宅地開発等 都市計画法第29条に規定する許可又は同法第35条の2に規定する変更許可を要する開発行為及び宅地造成及び特定盛土等規制法第12条又は第30条に規定する許可又は同法第16条又は第35条に規定する変更許可を要する宅地造成等をいう。
- (2) 宅地開発等区域 宅地開発等をする土地の区域をいう。
- (3) 隣接住民 宅地開発等区域に接する土地の所有者並びに当該土地に存する建築物の所有者、管理者及び居住者をいう。
- (4) 近隣住民 宅地開発等区域の境界線から水平距離がおおむね50メートルの範囲内の土地の所有者、宅地開発等に伴う土砂等の搬出入に係る規則で定める道路に接する土地の所有者、これらの土地に存する建築物の所有者、管理者及び居住者並びに市長が当該宅地開発等の工事等により影響があると認める者をいう。

第2章 事前手続等

（計画上の配慮事項）

第3条 前条第1号に規定する許可又は変更許可(以下「宅地開発等許可」という。)を受けようとする者(以下「開発予定者」という。)は、宅地開発等を計画するに当たり、自然環境の保全及び周辺の生活環境への配慮を行うよう努めなければならない。

2 開発予定者は、宅地開発等を計画するに当たり、宅地開発等区域の周辺における井戸の枯渇、水位の低下等の地下水への障害が生じないように努めなければならない。

(事前協議)

第4条 開発予定者は、宅地開発等を行おうとする場合は、円滑かつ確実な宅地開発等を進めるため、あらかじめ必要な事項について関係者との調整を行うとともに、公共施設等の用に供する土地等の配置、整備、管理等について市長と協議しなければならない。

(地区計画等に関する協議)

第5条 開発予定者は、規則で定める基準に該当する宅地開発等を行おうとする場合は、都市計画法第12条の4第1項に規定する地区計画等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(宅地開発等予定標識の設置)

第6条 開発予定者は、都市計画法第32条の規定に基づく協議又は宅地造成及び特定盛土等規制法第12条又は第30条の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請(以下「宅造許可申請」という。)を行う日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該宅地開発等の計画を記載した宅地開発等予定標識を、当該宅地開発等区域内の公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

2 前項の宅地開発等予定標識の設置期間は、設置した日から当該宅地開発等の工事に着手する日までとする。

(宅地開発等の計画の周知)

第7条 開発予定者は、宅地開発等予定標識を設置した日から都市計画法第32条の規定に基づく協議又は宅造許可申請の日までの間に、説明会その他の方法(以下「説明会等」という。)により、当該宅地開発等の計画の内容について、規則で定める事項を隣接住民に周知させなければならない。

2 開発予定者又は宅地開発等許可を受けた者(都市計画法第44条又は第45条の規定により開発許可に基づく地位を承継した者を含む。以下「開発者」という。)は、宅地開発等予定標識設置後、近隣住民から申出があったときは、説明会等により、当該宅地開発等の計画の内容について、当該申出をした近隣住民に説明しなければならない。

(説明会等の報告)

第8条 開発予定者は、前条第1項の規定により行った説明会等の内容について、規則で定める事項を記載した報告書を都市計画法第32条の規定に基づく協議又は宅造許可申請と同時に市長に提出しなければならない。

-
- 2 市長は、必要があると認めるときは、開発予定者又は開発者に対し、前条第2項の規定により行った説明会等の内容及び当該申出への対応について、報告を求めることができる。

(宅地開発等に係る紛争解決の努力)

- 第9条 開発予定者又は開発者と住民とは、宅地開発等に係る紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって自主的に解決するよう努めなければならない。

第3章 宅地開発等許可後の手続等

(宅地開発許可標識の設置)

- 第10条 開発者は、宅地開発等の工事に着手した日から完了する日までの間、規則で定めるところにより、当該宅地開発等区域内の公衆の見やすい場所に当該宅地開発等許可の概要を記載した宅地開発等許可標識を設置しなければならない。

(緊急時の対応)

- 第11条 開発者は、宅地開発等の工事の施工に伴い、災害が発生し、又は他に危険を及ぼすおそれが生じたときは、直ちに必要な応急処置を講じなければならない。
- 2 開発者は、前項の規定により応急処置を講じたときは、規則で定めるところにより、直ちにその災害の状況及び当該応急処置の内容を市長に報告しなければならない。

(工事施工時の配慮事項)

- 第12条 開発者は、宅地開発等の工事の施工に伴う宅地開発等区域からの排水、騒音、振動、粉じん等により、周囲に悪影響を及ぼすことのないよう努めなければならない。

(防災措置の実施)

- 第13条 開発者は、宅地開発等を廃止し、又は休止しようとするときは、既に施工された宅地開発等の工事によって災害が発生し、宅地開発等区域及びその周辺の住民に対し、被害を及ぼすことのないよう、必要な防災措置を講じなければならない。
- 2 開発者は、前項の規定により防災措置を講じたときは、規則で定めるところにより、速やかに当該防災措置の内容を市長に報告しなければならない。

(進行管理)

- 第14条 市長は、宅地開発等の工事の完了の予定期日が経過してもなお工事が完了していない宅地開発等については、必要があると認めるときは、当該宅地開発等に係る開発者、設計者、工事施行者その他の関係者から、当該宅地開発等の工事の進捗状況及び続行の意思の有無その他必要な事項の報告を求めることができる。
- 2 市長は、宅地開発等許可を受けた日から10年を経過してもなお工事が完了していない宅地開発等であって、開発者に当該宅地開発等の工事を完了させる意思又は能力がないと認められるものについては、当該宅地開発等許可を取り消すことができる。

第4章 公共施設等の基準

(道路に関する技術的細目)

第15条 都市計画法第33条第1項第2号の基準に係る技術的細目において、道路に関して定められた制限のうち、小区間で通行上支障がない場合における予定建築物等の敷地に接するように配置すべき道路の幅員の最低限度は、同条第3項の規定により、5メートル以上とする。

2 都市計画法第33条第1項第2号の基準に係る技術的細目において、道路に関して定められた制限のうち、開発区域内の道路の構造は、同条第3項の規定により、アスファルト・コンクリート舗装とする。ただし、安全かつ円滑な交通に支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(公園等に関する技術的細目)

第16条 都市計画法第33条第1項第2号の基準に係る技術的細目において、公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）に関して定められた制限のうち、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為であって、主として住宅の建築の用に供する目的で行うものについては、同条第3項の規定により、施設の種類の種類は公園とする。ただし、開発区域周辺の公園の整備状況等により、その必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。

2 都市計画法第33条第1項第2号の基準に係る技術的細目において、公園等に関して定められた制限のうち、市街化調整区域内での開発行為であって、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の主として住宅の建築の用に供する目的で行うものにおいて設置すべき公園等の面積は、同条第3項の規定により、当該開発区域の面積の6パーセント以上とする。

(排水施設の設置)

第17条 開発者は、市街化調整区域内において、0.3ヘクタール以上の宅地開発等を行う場合は、防災調整池を設置するものを除き、雨水流出抑制施設（宅地開発等に伴い増加する雨水の流出量を抑制し、下流の河川等の負担の軽減を目的として設置する施設をいう。）を設置しなければならない。ただし、宅地開発等区域及びその周辺の土地の地形又は地質の状況により、その必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。

第5章 雑則

(指導、助言及び勧告)

第18条 市長は、開発予定者又は開発者が第2章、第3章及び前条の規定に違反した場合は、当該開発予定者又は開発者に対し、必要な措置を講じるよう指導、助言又は勧告を行うことができる。

(勧告に従わない者の公表)

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、当該勧告を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及びその内容を公表することができる。

-
- 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による公表の対象となる勧告を受けた者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、当該勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、意見の聴取を行う期日及び場所並びに同項の規定による通知の内容を記載した書面をいつでも当該勧告を受けた者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から14日間を経過したときに、当該通知が当該勧告を受けた者に到達したものとみなす。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に既に都市計画法第32条の規定に基づく協議又は宅造許可申請を行った者については、第2章及び第4章の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の日前に既に工事に着手した場合の宅地開発等許可標識の設置については、第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に既に宅地開発許可を受けた場合の第14条第2項の規定の適用については、同項中「宅地開発等許可を受けた日」とあるのは、「平成19年10月1日」とする。

付 則(令和6年12月20日条例第63号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○鹿児島市宅地開発等に関する条例施行規則

平成19年9月26日

規則第152号

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島市宅地開発等に関する条例（平成19年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（宅地開発等に伴う土砂等の搬出入に係る道路）

第2条 条例第2条第4号の規則で定める道路は、国道、県道及び幅員8メートル以上の市道を除いた道路とする。

（地区計画等に関する協議を要する基準）

第3条 条例第5条の規則で定める基準は、建築物の建築を目的とする宅地開発等で、宅地開発区域の面積が1ヘクタール（風致地区内においては、0.3ヘクタール）以上であるものとする。

（宅地開発等予定標識）

第4条 条例第6条第1項に規定する宅地開発等予定標識の設置については、次に定めるところによる。

- （1） 宅地開発等予定標識の様式は、様式第1によること。
- （2） 宅地開発等予定標識が風雨等のため容易に破損し、又は倒れない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないように維持管理すること。
- （3） 設置した宅地開発等予定標識の記載事項に変更が生じたときは、速やかに当該宅地開発等予定標識を修正すること。

（宅地開発等の計画の周知事項）

第5条 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 宅地開発等区域の位置及び面積並びに予定工期
- （2） 土地利用計画（予定建築物の用途を含む。）並びに公共施設の位置及び形態
- （3） 切土又は盛土をする土地の部分並びに崖又は擁壁の位置及び構造その他の造成計画の内容
- （4） 工事の施行方法、安全対策その他必要な事項

（説明会等の報告）

第6条 条例第8条第1項に規定する報告書の提出は、宅地開発等計画内容周知実施報告書（様式第2）によるものとし、宅地開発等予定標識の設置状況を確認できる写真及び説明会等で使用した資料を添付するものとする。

- 2 開発予定者は、宅地開発等の計画の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は、説明会等により、当該変更の内容について、隣接住民に周知させなければならない。

-
- 3 開発予定者は、前項の規定により再度説明会等を行ったときは、変更後の宅地開発等
予定標識の設置状況を確認できる写真及び当該説明会等で使用した資料を添えて、宅地
開発等計画内容周知実施報告書を市長に提出しなければならない。

（宅地開発等許可標識）

第7条 条例第10条に規定する宅地開発等許可標識の設置については、次に定めるところによる。

- (1) 宅地開発等許可標識の様式は、様式第3によること。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可によるものは同法に規定する様式によること。
- (2) 宅地開発等許可標識が風雨等のため容易に破損し、又は倒れない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないように維持管理すること。
- (3) 設置した宅地開発等許可標識の記載事項に変更が生じたときは、速やかに当該宅地開発等許可標識を修正すること。

（応急処置の報告）

第8条 条例第11条第2項に規定する報告は、応急処置報告書（様式第4）により行わなければならない。

（防災措置の報告）

第9条 条例第13条第2項に規定する報告は、防災措置報告書（様式第5）により行わなければならない。

付 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日規則第45号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

2-2 鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例及び施行規則

○鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例

平成16年10月18日

条例第103号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第4項及び第34条第12号並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づき、市街化調整区域における開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準について必要な事項を定めるものとする。

(法第34条第12号の条例で定める開発行為)

第2条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、市街化調整区域で行う開発行為であって、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 自己の居住の用に供する住宅を建築する目的で行う開発行為で、市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日（以下「区域区分日」という。）前から自己が所有している土地（区域区分日前から自己と同一の世帯の構成員が所有していた土地で、区域区分日以後に相続され又は贈与された土地及び相続され又は贈与される見込みのある土地を含む。以下「区域区分日前所有地」という。）、区域区分日以後、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に規定する農業振興地域内にある区域区分日前所有地の交換分合により自己若しくは自己と同一の世帯の構成員が取得した土地（土地の交換分合後に相続され又は贈与された土地及び相続され又は贈与される見込みのある土地を含む。）又はこれらの土地が土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に基づく事業の施行により収用された場合における代替地において行われるものであって、規則に定める基準に適合するもの
- (2) 土地収用法第3条各号に規定する事業の施行により移転され又は除却される建築物又は第一種特定工作物に代わる建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為で、規則に定める基準に適合するもの
- (3) がけ地近接等危険住宅移転事業等により移転する建築物又は第一種特定工作物に代わる建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為で、規則に定める基準に適合するもの
- (4) 公民館又は地区集会所等を建築する目的で行う開発行為で、規則に定める基準に適合するもの
- (5) 自己の居住の用に供する住宅を建築する目的で行う開発行為で、独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な集落のうち、市街化区域における建築物の連たんの状況とほぼ同程度にある集落において建築することが市街化を促進するおそれがないと認めてあらかじめ鹿児島県知事が指定した集落（以下「指定既存集落」という。）内又はその周辺（当該指定既存集落と自然的条件及び社会的条件からみて一体性の

ある区域をいう。)に10年以上居住した者又はその者と同一世帯の構成員若しくは構成員であった者が、当該指定既存集落内又は当該指定既存集落から100メートル以内の区域で行うもので、規則に定める基準に適合するもの

(6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条に規定する建築物のうち、都市計画において、その敷地の位置が決定している建築物の建築若しくは第一種特定工作物の建設又は特定行政庁が許可した建築物の建築若しくは第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為

(7) 建築基準法別表第2(イ)項第1号及び第2号に掲げる建築物(高さが10メートルを超えるものを除き、かつ、2戸以下に限る。)を建築する目的で行う開発行為で、政令第29条の9各号に掲げる区域を除く次のいずれかの区域で行うもの

ア 指定既存集落内

イ 敷地相互間の距離が100メートル以内に位置する建築物(市街化区域に存するものを除く。)が20以上連たんしている土地の区域及び当該土地の区域の境界線に接する規則で定める建築物の敷地から50メートル以内の土地の区域のうち、国道、県道又は幅員6メートル以上の道路(建築基準法第42条に規定する道路又は農道その他これに類する公共の用に供する道で規則に定めるものをいう。以下同じ。)に接する土地の区域

(8) 国、県又は市が行う開発行為でその目的が公営住宅の建設その他市長が公益上必要と認めるもの

(開発行為に係る土地等の要件)

第3条 前条第7号の規定による開発行為を行う土地は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 当該土地から規則で定める交差点までの区間の幅員が6メートル(開発行為が自己の居住の用に供することを目的とする場合は、4メートル)以上である道路に接していること。

(2) 当該土地の面積が、1,000平方メートル未満であること。

2 前項の土地における予定建築物の敷地については、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、地形、地物等の状況によりやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 敷地面積が、200平方メートル以上であること。

(2) 敷地が、前項第1号の道路に4メートル以上接すること。

(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物等)

第4条 政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更(以下「新築等」という。)又は第一種特定工作物の新設は、市街化調整区域で行う建築物の新築等又は第一種特定工作物の新設であって、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 第2条第1号から第6号まで及び第8号に規定する建築物の新築等又は第一種特定工作物の新設

(2) 第2条第7号に規定する建築物の新築等で、前条第2項第1号に定める基準その他規則に定める基準に適合するもの

-
-
- (3) 区域区分日前から既に宅地造成工事に着手していた土地のうち、造成が完成した土地における建築物の新築等で、規則に定める基準に適合するもの
 - (4) 資材置場又は駐車場の敷地として利用を適正に行うため最低限必要な管理施設の設置のうち、周辺の土地利用に支障を及ぼさないと認められる建築物の新築等で、規則に定める基準に適合するもの

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(鹿児島市市街化調整区域における開発行為に係る開発区域の面積の特例に関する条例の廃止)

- 2 鹿児島市市街化調整区域における開発行為に係る開発区域の面積の特例に関する条例(平成15年条例第17号)は、廃止する。

付 則(平成19年10月1日条例第64号)

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

付 則(平成22年3月23日条例第17号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成27年9月30日条例第52号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第32条に基づく事前協議を行う開発行為について適用し、施行日前に同条に基づく事前協議が開始された開発行為については、なお従前の例による。
 - 3 新条例の規定は、施行日以後になされる法第42条第1項ただし書及び法第43条第1項本文の規定による許可に係る申請(以下この項において「申請」という。)について適用し、施行日前になされた申請については、なお従前の例による。
 - 4 改正前の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例(以下「旧条例」という。)に定める基準に適合し、法第29条第1項の規定による許可を受けた土地について、施行日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)項第1号及び第2号に掲げる建築物の新築若しくは改築又はこれらの建築物への用途の変更(以下「新築等」という。)をする場合に限っては、法第42条第1項ただし書の規定による許可を行うことができるものとする。この場合における当該建築物の新築等の許可に係る基準については、旧条例の例による。
 - 5 旧条例に定める基準に適合し、法第43条第1項本文の規定による許可を受けた建築物の敷地について、施行日以後に建築基準法別表第2(イ)項第1号及び第2号に掲げる建築物の新築等をする場合に限っては、法第43条第1項本文の許可を行うことがで
-
-

きるものとする。この場合における当該建築物の新築等の許可に係る基準については、旧条例の例による。

付 則（平成２９年２月２２日条例第２号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

付 則（平成２９年１０月２日条例第３３号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和３年９月２７日条例第６７号）

（施行期日）

１ この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる都市計画法（昭和４３年法律第１００号。以下「法」という。）第２９条第１項本文、法第４２条第１項ただし書及び法第４３条第１項本文の規定による許可に係る申請（以下この項において「申請」という。）について適用し、施行日前になされた申請については、なお従前の例による。
- ３ 鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の一部を改正する条例（平成２７年条例第５２号）による改正前の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例（以下「旧条例」という。）に定める基準に適合し、法第２９条第１項本文の規定による許可を受けた土地について、施行日以後に都市計画法施行令（昭和４４年政令第１５８号。以下「政令」という。）第２９条の９各号に掲げる区域を除く区域において、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（い）項第１号及び第２号に掲げる建築物の新築若しくは改築又はこれらの建築物への用途の変更（以下「新築等」という。）をする場合に限っては、法第４２条第１項ただし書の規定による許可を行うことができるものとする。この場合における当該建築物の新築等の許可に係る基準については、旧条例の例による。
- ４ 旧条例に定める基準に適合し、法第４３条第１項本文の規定による許可を受けた建築物の敷地について、施行日以後に政令第２９条の９各号に掲げる区域を除く区域において、建築基準法別表第２（い）項第１号及び第２号に掲げる建築物の新築等をする場合に限っては、法第４３条第１項本文の規定による許可を行うことができるものとする。この場合における当該建築物の新築等の許可に係る基準については、旧条例の例による

○鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例施行規則

平成16年10月21日

規則第157号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例（平成16年条例第103号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1号及び第5号の規則に定める基準)

第2条 条例第2条第1号及び第5号の規則に定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定建築物の規模等に照らして住宅を建築することの必要性及び確実性があること。
- (2) 許可を申請しようとする者が、市街化区域内又は市街化調整区域内に住宅を所有していないこと。
- (3) 許可を申請しようとする者が、市街化区域内に住宅を建築することが可能な土地を所有していないこと。

(条例第2条第2号及び第3号の規則に定める基準)

第3条 条例第2条第2号及び第3号の規則に定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該開発行為の目的である建築物又は第一種特定工作物が、従前の建築物又は第一種特定工作物とほぼ同一の用途であること。
- (2) 当該開発行為の目的である建築物の延べ面積が、従前の建築物の延べ面積の1.5倍以内であること。ただし、専用住宅で、その延べ面積が280平方メートル以下のものについては、この限りではない。

(条例第2条第4号の規則に定める基準)

第4条 条例第2条第4号の規則に定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該開発行為の目的である公民館又は地区集会所等が、既存の集落の居住者のため公益上必要と認められ、かつ、当該集落内にあること。
- (2) 当該開発行為の目的である公民館又は地区集会所等が、町内会、自治会等の自治組織において運営され、適正な管理が行われるものであること。

(条例第2条第7号の規則で定める建築物)

第5条 条例第2条第7号の規則で定める建築物は、市街化調整区域にある建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号から第3号まで及び（ろ）項第2号に掲げる建築物とする。

(条例第2条第7号の規則で定める道)

第6条 条例第2条第7号の規則で定める道は、建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定又は同項第2号の規定に基づく許可を受けた建築物の敷地に接する道とする。

(条例第3条第1項第1号の規則で定める交差点)

第7条 条例第3条第1項第1号の規則で定める交差点は、交通分散の図れるもので、次に掲げる要件を満たす道路（開発行為を行う土地が接する道路を除く。）が2以上接続している交差点とする。

- (1) 国道、県道、市道、農道その他これに類する公共の用に供する道であること。
- (2) 交差点から35メートルまでの区間の幅員が4メートル以上確保されていること。
- (3) 行き止まり道路でないこと。

(条例第4条第2号の規則に定める基準)

第8条 条例第4条第2号の規則に定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、地形、地物等の状況によりやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 敷地が、道路に4メートル以上接すること。
- (2) 建築基準法第42条第2項の規定によって道路の境界線とみなされる線と道との間にある塀又は擁壁等を撤去すること。

(条例第4条第3号の規則に定める基準)

第9条 条例第4条第3号の規則に定める基準は、建築物の用途については建築基準法第48条、建築物の高さについては同法第55条及び各部分の高さについては同法第56条に規定する第一種低層住居専用地域における基準に適合することとする。

(条例第4条第4号の規則に定める基準)

第10条 条例第4条第4号の規則に定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理施設の用途が、作業場、事務所等の営業の拠点その他これらに類するものでないこと。
- (2) 新築等を行う建築物の用途が、防犯上必要な機器を設置する管理室又は従業員の休憩室、更衣室若しくは便所であって、これらの延べ面積が30平方メートル以下で、かつ、敷地面積の1パーセント以下であること。
- (3) 敷地については、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 露天の資材置場又は露天の駐車場の敷地として利用していること。ただし、自動車の販売を目的とした置場、建設機械のレンタルを目的とした置場その他これらに類する用途のものは除くものとする。

イ 原則として、建築基準法第42条第1項各号に規定する道路で、幅員4メートル以上のものに接していること。

ウ 敷地の区域が、柵又は垣等により明確であり、適切な管理がされていること。

エ 隣地境界線及び道路境界線に沿って樹木等の緩衝帯を設けるなど周囲の自然環境との調和に配慮した景観形成が図られたものであること。

オ 建築物からの排水処理等については、周辺の環境悪化を生じないよう配慮されたものであること。

カ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区として定められた区域でないこと。

付 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

付 則（平成19年10月29日規則第162号）

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

付 則（平成22年3月23日規則第13号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年1月6日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年2月22日規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年9月25日規則第87号）

この規則は、平成30年9月25日から施行する。

2-3 鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例及び施行規則

○鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例

昭和52年3月31日

条 例 第 15 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、シラスその他これに類する特殊土じょうでおおわれ、かつ、しばしば台風の来襲を受け、雨量の極めて多い自然的条件のもとにある本市において行われる開発行為、建築等における災害の防止及び災害発生時の避難等について定め、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水及び高潮により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 開発行為 土地の区画形質を変更するすべての行為をいう。
- (4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (5) 建築 建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。
- (6) 公共施設 道路、河川、水路、公園、広場その他公共の用に供するこれらに類する施設をいう。

第2章 市の責務

(基本的責務)

第3条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その有する機能を発揮するとともに、国、他の地方公共団体及び公共的団体並びに市民の協力を得て、防災上の業務の遂行に努めなければならない。

(防災計画の実施)

第4条 市は、前条の責務を遂行するため、防災に関する計画を作成し、その円滑な実施に努めなければならない。

- 2 前項の場合において、市は、国、他の地方公共団体及び公共的団体並びに市民に対し協力を要請し、総合的機能の発揮に努めなければならない。

(施設の安全確保)

第5条 市は、開発行為、建築等の事業を実施するときは、防災に関し十分な配慮をしなければならない。

-
- 2 市は、その所有し、占有し、又は管理する公共施設その他の財産について、防災上の安全の確保に努めなければならない。

第3章 市民の責務

(基本的責務)

- 第6条 市民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、相互に協力援助するとともに、市が行う防災業務に協力し、安全の確保に努めなければならない。

(財産の保全)

- 第7条 市民は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物、施設その他の財産について、防災上の安全の確保に努めなければならない。

(公共施設の安全確保)

- 第8条 市民は、公共施設を破損し、又は公共施設に廃棄物を投棄するなど災害発生の原因となり、又は原因となるおそれのある行為をしてはならない。
- 2 市民は、公共施設に投棄され、又は滞留する廃棄物等について、これを除去し、処理するなど防災上の安全の確保に努めなければならない。

(防災組織の設置)

- 第9条 市民は、災害時における自らの安全を確保するため、自主的な防災組織の設置に努めなければならない。

(防災訓練等への参加)

- 第10条 市民は、市其他法令の規定により防災に関する責務を有する者又は市民の設置する自主的な防災組織等が実施する防災訓練その他防災に関する行事に積極的に参加するように努めなければならない。

第4章 開発行為、建築等

(開発行為における防災)

- 第11条 開発行為を行う者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）その他の法令、条例等を遵守するとともに、災害を防止するための万全の措置を講じなければならない。

(工事計画変更の助言、勧告等)

- 第12条 市長は、宅地造成及び特定盛土等規制法に規定する宅地造成及び特定盛土等並びに土石の堆積、都市計画法に規定する開発行為又はその他の法令に規定するこれらに類する行為以外の開発行為について、防災上特に必要があると認めるときは、当該開発行為を行う者に対し、工事計画その他必要な事項について説明を求めることができる。
- 2 市長は、前項の開発行為が防災上適当でないと認めるときは、当該開発行為を行う者に対し、当該工事計画の変更について助言し、又は勧告することができる。
- ることとなるもの

(建築における防災)

第13条 建築物を建築する者は、建築基準法その他の法令、条例等を遵守するとともに、災害を防止するための万全の措置を講じなければならない。

(建築物の安全保持)

第14条 建築物の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該建築物について防災上の確な措置を講じ、常に安全な状態で保持しなければならない。

(危険な建築物に対する助言及び勧告)

第15条 市長は、建築物が防災上著しく危険であると認めるときは、当該建築物の所有者等に対し、防災上必要な措置を講ずべきことを助言し、又は勧告することができる。

(土地の安全保持)

第16条 土地の所有者等は、当該土地について、切土、盛土若しくは地盤の改良を行い、又は排水施設若しくは擁壁を設置するなど防災上の確な措置を講じ、常に安全な状態で保持しなければならない。

(危険な土地に対する助言及び勧告)

第17条 市長は、土地が防災上著しく危険であると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、防災上必要な措置を講ずべきことを助言し、又は勧告することができる。

(工事施工上の安全措置)

第18条 開発行為を行う者、建築物を建築する者、工事監理者その他工事の施工に従事する者は、災害を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) がけ崩れ及び土砂流失の防止
- (2) 建築物の補強
- (3) 公共施設の破損の防止
- (4) 廃棄物の適切な処理
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害を未然に防止する措置

第5章 避難及び通報

(避難の指示)

第19条 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを指示することができる。

(指示に従う義務)

第20条 居住者等は、前条の規定による指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

(自主避難)

第21条 居住者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、自らの判断により、速やかに避難しなければならない。

(市長への通報)

第22条 居住者等は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した場合は、その旨を市長又は関係機関に対し、速やかに通報しなければならない。

第6章 雑則

(立入調査)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に開発行為に係る土地、建築物の敷地その他の場所に立ち入り、当該土地、建築物の敷地等の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告に従わない者の公表)

第24条 市長は、第12条第2項、第15条又は第17条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）その他必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表の対象となる勧告を受けた者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、当該勧告を受けた者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、意見の聴取を行う期日及び場所並びに同項の規定による通知の内容を記載した書面をいつでも当該勧告を受けた者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当該勧告を受けた者に到達したものとみなす。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

2 吉田町、喜入町、松元町及び郡山町（以下「4町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に、吉田町土地利用対策要綱（昭和50年吉田町告示第41号）、喜

入町土地利用対策要綱（昭和54年9月1日制定）、松元町土地利用対策要綱（平成4年松元町要綱第3号）及び郡山町開発行為に関する指導要綱（昭和57年郡山町告示第1号）（以下「4町要綱」という。）の規定により土地利用協議書を提出した者に係る開発行為については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ4町要綱の例による。

3 編入日前に桜島町であつた区域内において、編入の際現に開発行為の工事に着工している開発行為については、第13条から第15条までの規定は、適用しない。

4 編入日前に4町の区域内において、平成16年11月15日以前に届出の必要な開発行為の工事に着手する者（前2項に規定する者を除く。）に対する第14条の適用については、同条中「工事に着手しようとする日の2週間以上前の日」とあるのは、「工事に着手する日」とする。

付 則（平成16年3月23日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に鹿児島市民の環境をよくする条例を廃止する条例（平成16年条例第13号）による廃止前の鹿児島市民の環境をよくする条例（昭和48年条例第30号）（以下「旧条例」という。）第49条の規定によりされた届出は、改正後の第13条の規定によりされた届出とみなす。

3 旧条例第50条第2項の規定によりされた命令は、改正後の第16条の規定によりされた命令とみなす。

付 則（平成16年10月18日条例第108号）

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

付 則（令和3年6月24日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年12月20日条例第63号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例施行規則

平成16年3月31日

規則第89号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例（昭和52年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第23条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式）によるものとする。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成19年10月29日規則第161号）

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

付 則（令和3年3月31日規則第45号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

第3節 その他関係要綱等

3-1 鹿児島市開発行為審査協議会設置要綱

○鹿児島市開発行為審査協議会設置要綱

平成8年5月1日

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条の規定による協議（以下「事前協議」という。）を円滑かつ効率的に行うため、鹿児島市開発行為審査協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、開発行為を行おうとする者（以下「開発者」という。）から市長に対し事前協議の申請書が提出された場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について協議し、及び審議し、その結果を市長に報告する。

- （1）事前協議における開発行為の許可又は不許可の方針に関する事項
- （2）法令等に定められた事項に適合した開発行為の指導に関する事項

（組織）

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、建設局等担当副市長とする。
- 3 副会長は、建設局長とする。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長等の職務）

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 協議会の会議は、会長が招集する。

（幹事会）

第5条 協議会の運営を円滑にするため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長から指示のあった開発行為に係る事項について調査し、及び事前審議し、その結果を協議会に報告する。
- 3 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会に幹事長を置き、建設局都市計画部長をもって充てる。

（意見の聴取等）

第6条 協議会及び幹事会は、必要に応じて開発者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設局都市計画部土地利用調整課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成8年5月1日から施行する。

2 開発行為審査協議会設置要綱(平成3年7月1日制定)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年12月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年11月16日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

鹿児島市開発行為審査協議会委員

委 員	企画財政局長
//	市民局長
//	環境局長
//	こども未来局長
//	産業局長
//	消防局長
//	交通局長
//	水道局長
//	建設局建設管理部長
//	建設局都市計画部長
//	建設局建築部長

別表第2（第5条関係）

鹿児島市開発行為審査協議会幹事会幹事

幹 事 長	建設局都市計画部長	幹	環境局環境部環境保全課長 環境局自然循環部資源政策課長 こども未来局こども政策課長
幹	建設局建設管理部公園緑化課長 建設局建設管理部河川港湾課長 建設局都市計画部都市計画課長 建設局都市計画部土地利用調整課長 建設局都市計画部区画整理課長 建設局建築部建築指導課長 建設局道路部道路建設課長 建設局道路部街路整備課長 建設局道路部道路管理課長 建設局道路部谷山建設課長	幹	産業局農林水産部農政総務課長 産業局農林水産部生産流通課長 産業局農林水産部農地整備課長 産業局農林水産部谷山農林課長 消防局警防課長 交通局バス事業課長 水道局水道部水道整備課長 水道局下水道部下水道建設課長 教育委員会事務局管理部施設課長 教育委員会事務局管理部文化財課長 農業委員会事務局長
事	企画財政局企画部政策企画課長 市民局市民文化部地域づくり推進課長	事	